

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附則別記様式第二号から附則別記様式第五号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に改める。

附則別記様式第六号から附則別記様式第八号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附則別記様式第九号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に改める。

附則別記様式第十号から附則別記様式第十四号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第四号及び別記様式第五号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五号の二の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度」を「 平成 年分」に改める。

別記様式第五号の三中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年分」を「 年分」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五号の四の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度」を「 平成 年分」に改める。

別記様式第五号の五中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年分」を「 年分」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五号の六の二から別記様式第五号の八までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五号の九から別記様式第五号の九の四までの様式中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

る。

別記様式第五号の十及び別記様式第五号の十の二中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記様式第五号の十一中「平成 年度」を「 年度」及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五号の十二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第五号の十三中「平成 年度」を「 年度」及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五号の十三の二中「平成 年度」を「 年度」及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五号の十四及び別記様式第六号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第六号の二の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年度」を「 年度」及び「平成 年分」を「 年分」に改める。

別記様式第六号の四及び別記様式第六号の五から別記様式第十号の五までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第十一号の二、別記様式第十一号の四及び別記様式第十一号の五中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十一号の七中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第十一号の八から別記様式第十六号の二までの様式及び別記様式第十六号の四から別記様式第十六号の五の二までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十六号の五の三及び別記様式第十六号の五の四中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十六号の五の五中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十六号の六及び別記様式第十六号の六の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十六号の七から別記様式第十六号の八までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十六号の九及び別記様式第十六号の九の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「平成 . . . 」を「 . . . 」に改める。

別記様式第十六号の九の三中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十六号の九の四及び別記様式第十六号の十中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「平成 . . . 」を「 . . . 」に改める。

別記様式第十六号の十一から別記様式第十六号の十四までの様式及び別記様式第十六号の十六から別記様式第二十号の五までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第二十一号から別記様式第二十一号の四までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第二十三号、別記様式第二十七号及び別記様式第二十八号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第二十八号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「平成 年 月」を「 年 月」に改める。

別記様式第二十九号及び別記様式第三十号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三十号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三十号の三中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三十号の四中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三十号の五中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三十号の六中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三十一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第三十二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と改める。

別記様式第三十四号中「平成 年度」を「 年度」と、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と改める。

別記様式第三十五号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と、「平成 年 月分」を「 年 月分」と、「平成 年度」を「 年度」と改める。

別記様式第三十六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と、「平成 年度」を「 年度」と改める。

別記様式第三十七号の五から別記様式第三十八号の四までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と改める。

別記様式第三十九号中「平成 年度」を「 年度」と改める。

別記様式第三十九号の二から別記様式第四十号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と、「平成 年度」を「 年度」と改める。

別記様式第四十一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と、「平成 年度」を「 年度」と改める。

別記様式第四十二号の四から別記様式第四十二号の六までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と改める。

別記様式第四十二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と改める。

別記様式第四十二号の二及び別記様式第四十二号の二の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と、「平成 年度」を「 年度」と改める。

別記様式第四十二号の三中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と、「平成 年度」を「 年度」と改める。

別記様式第四十二号の四から別記様式第四十二号の六までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と改める。

別記様式第四十二号の七中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と、「平成 年度」を「 年度」と改める。

別記様式第四十二号の八及び別記様式第四十二号の九中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と改める。

別記様式第四十二号の十中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と、「平成 年 月分」を「 年 月分」と改める。

別記様式第四十三号の六、別記様式第四十三号の八から別記様式第四十八号の四までの様式、別記様式第四十八号の八から別記様式第四十八号の十三までの様式、別記様式第四十八号の十五、別記様式第四十八号の十六、別記様式第四十八号の十八、別記様式第

四十八号の二十、別記様式第四十八号の二十一、別記様式第四十八号の二十三から別記様式第四十八号の二十六までの様式、別記様式第四十八号の二十八から別記様式第五十一号の三までの様式、別記様式第五十一号の五、別記様式第五十一号の六、別記様式第五十一号の九、別記様式第五十一号の十及び別記様式第五十一号の十二から別記様式第五十二号の二までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五十二号の二の二中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。
「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五十二号の三中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。
「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第五十二号の四中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。
「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第五十二号の五中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。
「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第五十三号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。
改める。

別記様式第五十三号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。
「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。
平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第五十四号から別記様式第五十四号の三までの様式及び別記様式第五十六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五十七号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。
「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。
平成 年 月 日」

別記様式第五十八号から別記様式第七十一号の二までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第七十二号中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。
別記様式第七十三号から別記様式第七十六号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第七十七号中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。
年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第七十七号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。
「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第七十八号から別記様式第八十二号の五の三までの様式及び別記様式第八十二号の六中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第八十三号中「㊦」を「㊧ ㊨ ㊩」を「㊪ ㊫」に改める。
 「㊬」を「㊭」に改める。
 別記様式第八十四号及び別記様式第八十五号中「㊮」を「㊯」に改める。
 「㊰」を「㊱ ㊲」に改める。
 別記様式第八十五号の三から別記様式第八十五号の七までの様式、別記様式第八十五号の三十五、別記様式第八十六号から別記様式第九十四号までの様式中「㊳」を「㊴ ㊵ ㊶」を「㊷ ㊸ ㊹」に改める。

第二条 広島県規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総則) 第一条 広島県税及び特別法人事業税の賦課徴収に関しては、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令(平成三十一年政令第八十九号)及び地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)並びに広島県条例(昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。)によるの外、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(総則) 第一条 広島県税及び地方法人特別税の賦課徴収に関しては、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)、地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第五百四十四号)及び地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)並びに広島県条例(昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。)によるの外、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(条例第七条の二の規則で定める郵便貯金銀行の営業所) 第五条の二 条例第七条の二に規定する規則で定める郵便貯金銀行の営業所は、県内の郵便貯金銀行の営業所のほか、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ、当該各号に定める郵便貯金銀行の営業所とする。 一 (略) 二 自動車税の種別割 県外の郵便貯金銀行の営業所。ただし、自動車税の種別割を別記様式第五号の十、別記様式第六号の二、別記様式第六号の五、別記様式第七号又は別記様式第七号の二によつて納付する場合は、前号の郵便貯金銀行の営業所に限る。 三 (略)</p>	<p>(条例第七条の二の規則で定める郵便貯金銀行の営業所) 第五条の二 条例第七条の二に規定する規則で定める郵便貯金銀行の営業所は、県内の郵便貯金銀行の営業所のほか、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ、当該各号に定める郵便貯金銀行の営業所とする。 一 (略) 二 自動車税 県外の郵便貯金銀行の営業所。ただし、自動車税を別記様式第五号の十、別記様式第六号の二、別記様式第六号の五、別記様式第七号又は別記様式第七号の二によつて納付する場合は、前号の郵便貯金銀行の営業所に限る。 三 (略)</p>
<p>(条例第七条の二の県税の収納事務の委託を受けた規則で定める者) 第五条の三 条例第七条の二に規定する県税の収納の事務の委託を受けた規則で定める者は、個人事業税又は不動産取得税を納付する場合(日本標準産産)に限り、コンビニエンスストア(日本標準産産)</p>	<p>(条例第七条の二の県税の収納事務の委託を受けた規則で定める者) 第五条の三 条例第七条の二に規定する県税の収納の事務の委託を受けた規則で定める者は、個人事業税又は不動産取得税を納付する場合(日本標準産産)に限り、コンビニエンスストア(日本標準産産)</p>

業分類に掲げる細分類五七九一のコンビニエンスストアに属する事業所をいう。)を經營する企業(知事が別に定めるものに限る。以下「コンビニエンスストアを經營する企業」という。)とし、自動車税の種別割を納付する場合に限り、一般社団法人広島県自動車整備振興会(平成二十五年四月一日に社団法人広島県自動車整備振興会を名称変更し、移行したことにより設立された法人をいう。)及びコンビニエンスストアを經營する企業とする。

(過料処分の手続)

第十二条 知事は、条例第三十四条の四、第四十七条の三、第五十五条、第五十六条の三、第六十二条、第七十一条の五の二、第七十四条の三、第百十四条の六、第百二十一条、第百二十一条の三、第百二十九条、第百二十九条の三、第百三十八条の三又は第百四十三条の規定によつて過料を科する場合においては、別記様式第十七号による過料決定書によつて行うものとし、知事又は県税事務所長は、これに納入通知書を添えて納入義務者に交付するものとする。

(県税等の減免に係る手続)

第十四条 納税者(個人の県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税(条例第百五条(条例附則第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定するものを除く。)の納税者を除く。)は、条例第二十四条第二項の規定によつて県税の減免を申請しようとするときは、別記様式第二十号、別記様式第二十号の二、別記様式第二十号の三又は別記様式第二十号の四による県税減免申請書によつて、これを行うものとする。

2・3 (略)

(更正の請求の手続)

第十八条 法第二十条の九の三第一項又は第二項の規定による請求(法人の県民税、事業税及び特別法人事業税に係る請求を除く。)は、別記様式第二十八号及び別記様式第二十八号の二による更正請求書によつてしなければならない。

2 (略)

(事業税、特別法人事業税及び法人の県民税の納税義務者の届出)

第二十四条 事業税、特別法人事業税及び法人の県民税の納税義務者は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、その事実が発生した日から五日以内に、それぞれ当該各号に定める届出書を、県税事務所長に提出しなければならない。

業分類に掲げる細分類五七九一のコンビニエンスストアに属する事業所をいう。)を經營する企業(知事が別に定めるものに限る。以下「コンビニエンスストアを經營する企業」という。)とし、自動車税を納付する場合に限り、一般社団法人広島県自動車整備振興会(平成二十五年四月一日に社団法人広島県自動車整備振興会を名称変更し、移行したことにより設立された法人をいう。)及びコンビニエンスストアを經營する企業とする。

(過料処分の手続)

第十二条 知事は、条例第三十四条の四、第四十七条の三、第五十五条、第五十六条の三、第六十二条、第七十一条の五の二、第七十四条の三、第百条の二、第百二十一条、第百二十一条の三、第百二十九条、第百二十九条の三、第百三十八条の三又は第百四十三条の規定によつて過料を科する場合においては、別記様式第十七号による過料決定書によつて行うものとし、知事又は県税事務所長は、これに納入通知書を添えて納入義務者に交付するものとする。

(県税等の減免に係る手続)

第十四条 納税者(個人の県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税(条例第百五条(条例附則第十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定するものを除く。)の納税者を除く。)は、条例第二十四条第二項の規定によつて県税の減免を申請しようとするときは、別記様式第二十号、別記様式第二十号の二、別記様式第二十号の三、別記様式第二十号の四又は別記様式第二十号の五による県税減免申請書によつて、これを行うものとする。

2・3 (略)

(更正の請求の手続)

第十八条 法第二十条の九の三第一項又は第二項の規定による請求(法人の県民税、事業税及び地方法人特別税に係る請求を除く。)は、別記様式第二十八号及び別記様式第二十八号の二による更正請求書によつてしなければならない。

2 (略)

(事業税、地方法人特別税及び法人の県民税の納税義務者の届出)

第二十四条 事業税、地方法人特別税及び法人の県民税の納税義務者は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、その事実が発生した日から五日以内に、それぞれ当該各号に定める届出書を、県税事務所長に提出しなければならない。

ならない。ただし、県内に事務所又は事業所を有するものが、寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（「寮等」という。以下法人の県民税について同じ。）を設置し、又は移転若しくは廃止する場合には、この限りでない。

ならない。ただし、県内に事務所又は事業所を有するものが、寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（「寮等」という。以下法人の県民税について同じ。）を設置し、又は移転若しくは廃止する場合には、この限りでない。

（法人の事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限の延長の承認申請等に係る通知）

（法人の事業税及び地方法人特別税の申告書の提出期限の延長の承認申請等に係る通知）

第二十五条（略）

第二十五条（略）

2 県税事務所長は、法第五十三条第四十二項又は施行令第二十四条の三第六項（第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項並びに第二十四条の五第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定により関係都道府県知事に通知するときは、別記様式第四十四号の四による法人県民税、事業税、特別法人事業税に係る申告書の提出期限の延長承認等通知書によつて、これを行うものとする。

2 県税事務所長は、法第五十三条第四十二項又は施行令第二十四条の三第六項（第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項並びに第二十四条の五第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定により関係都道府県知事に通知するときは、別記様式第四十四号の四による法人県民税、事業税、地方法人特別税に係る申告書の提出期限の延長承認等通知書によつて、これを行うものとする。

3（略）

3（略）

（法人の事業税及び特別法人事業税の徴収猶予申請手続等）

（法人の事業税及び地方法人特別税の徴収猶予申請手続等）

第二十五条の二（略）

第二十五条の二（略）

（法人の事業税及び特別法人事業税の更正請求をする旨の届出があつたことを証する文書の様式等）

（法人の事業税及び地方法人特別税の更正請求をする旨の届出があつたことを証する文書の様式等）

第二十五条の三 施行規則第六条の四第三項の規定による届出があつたことを証する文書は、別記様式第四十四号の六による法人事業税、特別法人事業税の更正請求をする旨の届出があつたことの証明書による。

第二十五条の三 施行規則第六条の四第三項の規定による届出があつたことを証する文書は、別記様式第四十四号の六による法人事業税、地方法人特別税の更正請求をする旨の届出があつたことの証明書による。

2 施行規則第六条の四第三項の規定による通知は、別記様式第四十四号の七による法人事業税、特別法人事業税の更正請求をする旨の届出があつたことの通知書によつてするものとする。

2 施行規則第六条の四第三項の規定による通知は、別記様式第四十四号の七による法人事業税、地方法人特別税の更正請求をする旨の届出があつたことの通知書によつてするものとする。

（法人の県民税、事業税及び特別法人事業税の中間納付額等の還付請求書の様式）

（法人の県民税、事業税及び地方法人特別税の中間納付額等の還付請求書の様式）

第二十六条 施行令第九条の二第一項及び第二十五条第一項に規定する法人の県民税、事業税及び特別法人事業税の中間納付額等の還付請求書の様式は、別記様式第四十五号の二によるものとする。

第二十六条 施行令第九条の二第一項及び第二十五条第一項に規定する法人の県民税、事業税及び地方法人特別税の中間納付額等の還付請求書の様式は、別記様式第四十五号の二によるものとする。

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告手続の特例）

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告手続の特例）

第二十九条の二 条例第六十四条ただし書に規定する規則で定める場合は、知事が調査により法第七十三条の二十四第一項の規定の適用

第二十九条の二 条例第六十四条ただし書に規定する規則で定める場合は、知事が調査により法第七十三条の二十四第一項の規定の適用

があるべき者（法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等における居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第三十九条の二の四第二項で定めるものの敷地の用に供されている土地を取得した者に限る。）として認められた場合とする。

第三十九条から第四十二条まで 削除

があるべき者（法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等における居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令第三十九条の二の四第二項で定めるものの敷地の用に供されている土地を取得した者に限る。）として認められた場合とする。

（自動車取得税の修正申告書の様式）

第三十九条 法第二百三十三条第二項の規定による修正申告は、別記様式第六十号による自動車取得税修正申告書によつてしなければならない。

（自動車取得税の徴収猶予等の手続）

第四十条 条例第二百一条第一項に規定する申告書の様式は、別記様式第六十一号のとおりとする。

2| 知事は、前項の規定による申告書を受理した場合、その処分を決定し、猶予することとしたときは別記様式第六十一号の二による自動車取得税徴収猶予通知書によつて、猶予しないこととしたときは別記様式第十六号の七による徴収猶予（期間延長）不承認通知書によつて、これを通知するものとする。

3| 知事は、法第二百二十五条第四項の規定により徴収猶予を取り消したときは、別記様式第六十一号の三による自動車取得税徴収猶予取消し通知書によつて、これを通知するものとする。

（自動車取得税の還付又は納付義務の免除の手続）

第四十一条 条例第二百二条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第六十二号のとおりとする。

2| 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合、その処分を決定し、別記様式第六十二号の二による自動車取得税還付（を還付しない旨の）通知書によつて、これを通知するものとする。

3| 知事は、法第二百二十五条第二項の規定により自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予した場合において、同条第一項の規定に該当することとなつたとき又は当該徴収猶予期間が満了したときは、別記様式第六十二号の三による自動車取得税納付義務免除（の納付義務を免除しない旨の）通知書によつて、当該徴収猶予を受けた者に通知するものとする。

4| 条例第三百三条に規定する申請書の様式は、別記様式第六十二号の四のとおりとする。

5| 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合、その処分を決定し、還付又は納付義務を免除することとしたときは別記様式第六十二号の五による自動車取得税還付（納付義務免除）通知書によつて、還付又は納付義務

務の免除をしないこととしたときは別記様式第六十二号の六による自動車取得税を還付（の納付義務を免除）しない旨の通知書によって、これを通知するものとする。

（自動車取得税に係る徴収金の滞納処分）

第四十二条 自動車取得税に係る徴収金の滞納処分は、県内に住所を有する滞納者については、当該住所を管轄する県税事務所に勤務する徴税吏員が行い、県外に住所を有する滞納者については、総務局税務課に勤務する徴税吏員が行うものとする。

（軽油引取税に係る免税の手続）

第五十条 （略）

2・3 （略）

4 第一項の免税軽油使用者証の交付を申請する場合の申請書には、条例附則第十六条各号に掲げる機械、車両又は設備の明細について、市町村長の証明その他事実を証する書面を添付しなければならない。

5 （略）

（軽油引取税に係る免税の手続）

第五十条 （略）

2・3 （略）

4 第一項の免税軽油使用者証の交付を申請する場合の申請書には、条例附則第十六条第一項各号に掲げる機械、車両又は設備の明細について、市町村長の証明その他事実を証する書面を添付しなければならない。

5 （略）

（自動車税の環境性能割の修正申告書の様式）

第五十三条 法第六十一条第二項の規定による修正申告は、別記様式第七十九号による自動車税環境性能割修正申告書によつてしなければならない。

（自動車税の環境性能割の徴収猶予等の手続）

第五十三条の二 条例第六十四条の七第一項に規定する申告書の様式は、別記様式第七十九号の二のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による申告書を受理した場合、その処分を決定し、猶予することとしたときは別記様式第七十九号の三による自動車税環境性能割徴収猶予通知書によつて猶予しないこととしたときは別記様式第十六号の七による徴収猶予（期間延長）不承認通知書によつて、これを通知するものとする。

3 知事は、法第六十四条第四項の規定により徴収猶予を取り消したときは、別記様式第七十九号の四による自動車税環境性能割徴収猶予取消し通知書によつて、これを通知するものとする。

（自動車税の環境性能割の納付義務の免除又は還付の手続）

第五十三条の三 知事は、法第六十四条第二項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予した場合において、同条第一項の規定に該当することとなつたとき又は当該徴収猶予期間が満了したときは、別記

様式第七十九号の五による自動車税環境性能割納付義務免除（の納付義務を免除しない旨の）通知書によつて、当該徴収猶予を受けた者に通知するものとする。

2| 条例第百十四条の七第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第七十九号の六のおりとする。

3| 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合、その処分を決定し、別記様式第七十九号の七による自動車税環境性能割還付（を還付しない旨の）通知書によつて、これを通知するものとする。

4| 条例第百十四条の八に規定する申請書の様式は、別記様式第七十九号の八のおりとする。

5| 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合、その処分を決定し、納付義務を免除又は還付することとしたときは別記様式第七十九号の九による自動車税環境性能割納付義務免除（還付）通知書によつて、納付義務の免除又は還付をしないこととしたときは別記様式第七十九号の十による自動車税環境性能割の納付義務を免除（を還付）しない旨の通知書によつて、これを通知するものとする。

（自動車税の環境性能割に係る徴収金の滞納処分）

第五十三条の四 自動車税の環境性能割に係る徴収金の滞納処分は、県内に住所を有する滞納者については、当該住所を管轄する県税事務所勤務する徴税吏員が行い、県外に住所を有する滞納者については、総務局税務課に勤務する徴税吏員が行うものとする。

（自動車税の種別割等に係る月割賦課の税額算出の方法）

第五十四条 自動車税の種別割及び鉦区税の納税義務の発生又は消滅による月割賦課の税額は、その年度分の税額に賦課すべき月数を乗じて得た額を十二で除して算出するものとする。

（自動車税の課税免除の手續等）

第五十四条の二 条例第百十三条の三第一項第五号又は同条第二項ただし書の規定による自動車税の課税免除の承認を受けようとする者は、別記様式第八十号による自動車税課税免除申請書を知事又は県税事務所長に提出しなければならない。

2 知事又は県税事務所長は、前項の申請書等を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第八十号の二による自動車税課税免除承認（不承認）通知書によつて通知するものとする。

（自動車税等に係る月割賦課の税額算出の方法）

第五十三条 自動車税及び鉦区税の納税義務の発生又は消滅による月割賦課の税額は、その年度分の税額に賦課すべき月数を乗じて得た額を十二で除して算出するものとする。

（自動車税の課税免除の手續等）

第五十四条 条例第百十四条第一項但書又は同条第二項第五号の規定による自動車税の課税免除の承認を受けようとする者は、別記様式第七十九号による自動車税課税免除申請書を知事又は県税事務所長に提出しなければならない。

2 知事又は県税事務所長は、前項の申請書等を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第八十号による自動車税課税免除承認（不承認）通知書によつて通知するものとする。

(所有権留保自動車の売主に対する報告請求等)

第五十四条の三 県税事務所長は、条例第二百一十條の二の規定による請求をする場合には、別記様式第八十号の三による所有権留保自動車に係る自動車税種別割の賦課徴収に関する報告請求書によつてするものとする。

2 法第四百四十七條第一項に規定する自動車の売主は、前項の請求書の送付を受けた場合には、当該請求書によつて指定された期日までに、別記様式第八十号の四による所有権留保自動車に係る自動車税種別割の賦課徴収に関する報告書を県税事務所長に提出しなければならない。

(自動車税の種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の手続等)

第五十四条の四 条例第二百一十條の二の規定によつて申告書を提出しようとする者は、法第十一条の九第二項に規定する事実の発生したことを知つた日から三十日以内に、別記様式第八十号の五による自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書に納付義務の免除を受けようとする理由を証するに足りる書類を添付して、県税事務所長に提出しなければならない。

2 県税事務所長は、前項の申告書を受理した場合、その処分を決定し、別記様式第八十号の六による自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除承認(不承認) 通知書によつて通知するものとする。

(自動車税の種別割に係る証明書の交付手続)

第五十五条 自動車税の種別割の納税義務者は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十七條の二の規定によつて自動車税の種別割を滞納していないこと又は法第四百四十八條第一項、条例第四百十三條の三第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を免除されていること若しくは滞納に係る自動車税の種別割について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を受けようとするときは、別記様式第八十一号による自動車税種別割納税証明書交付申請書を知事又は県税事務所長に提出しなければならない。

2 前項の規定によつて申請した者が自動車税の種別割を滞納していない場合において、条例第二百二十二條の規定によつて当該申請者に交付する証明書又は法第四百四十八條第一項、条例第四百十三條の三第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を免除されている場合若しくは滞納に係る自動車税の種別割について天災その他やむを得ない事由がある

(所有権留保自動車の売主に対する報告請求等)

第五十四条の二 県税事務所長は、条例第二百一十條の二の規定による請求をする場合には、別記様式第八十号の二による所有権留保自動車に係る自動車税の賦課徴収に関する報告請求書によつてするものとする。

2 法第四百四十五條第二項に規定する自動車の売主は、前項の請求書の送付を受けた場合には、当該請求書によつて指定された期日までに、別記様式第八十号の三による所有権留保自動車に係る自動車税の賦課徴収に関する報告書を県税事務所長に提出しなければならない。

(自動車税の第二次納税義務に係る納付義務の免除の手続等)

第五十四条の三 条例第二百一十條の二の規定によつて申告書を提出しようとする者は、法第十一条の九第二項に規定する事実の発生したことを知つた日から三十日以内に、別記様式第八十号の四による自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書に納付義務の免除を受けようとする理由を証するに足りる書類を添付して、県税事務所長に提出しなければならない。

2 県税事務所長は、前項の申告書を受理した場合、その処分を決定し、別記様式第八十号の五による自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除承認(不承認) 通知書によつて通知するものとする。

(自動車税に係る証明書の交付手続)

第五十五条 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十七條の二の規定によつて自動車税を滞納していないこと又は法第四百四十六條第一項、条例第四百十四條第一項若しくは第二項の規定により自動車税を免除されていること若しくは滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を受けようとするときは、別記様式第八十一号による自動車税納税証明書交付申請書を知事又は県税事務所長に提出しなければならない。

2 前項の規定によつて申請した者が自動車税を滞納していない場合において、条例第二百二十二條の規定によつて当該申請者に交付する証明書又は法第四百四十六條第一項、条例第四百十四條第一項若しくは第二項の規定により自動車税を免除されている場合若しくは滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由があると認められる場合において、当

と認められる場合において、当該申請者に交付する証明書の様式は、別記様式第八十二号による自動車税種別割納税証明書のとおりとする。

3 前二項の規定による場合のほか、県税事務所長は、別記様式第五号の八若しくは別記様式第五号の十による自動車税の種別割の納税通知書を納税者に交付する際に、当該納税者の当該自動車に係る自動車税の種別割について現に滞納がないとき、又は別記様式第六号の二による自動車税の種別割の納付書を納税者に交付する際に、当該納税者の当該自動車に係る自動車税の種別割について二か年度分以上の滞納がないときに限り、道路運送車両法第九十七条の二の規定によつて提示する当該自動車について自動車税の種別割の滞納がないことを証する書面として、別記様式第八十二号の二又は別記様式第八十二号の三による自動車税種別割納税証明書を納税者に交付するものとする。ただし、当該書面が必要でないとは認められる場合においては、この限りでない。

4 (略)

5 第一項及び第二項の規定による場合のほか、県税事務所長は、第十四条の規定によつて自動車税の種別割が減免された場合には、同条第二項の県税減免決定通知書を納税者に交付する際に、当該自動車に係る自動車税の種別割について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第九十七条の二の規定によつて提示する当該自動車について自動車税の種別割の滞納がないことを証する書面として、別記様式第八十二号の四又は別記様式第八十二号の五の三による自動車税種別割納税証明書を納税者に交付するものとする。

6 第一項及び第二項の規定による場合のほか、県税事務所長は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十五条の規定による口座振替の方法によつて自動車税の種別割が納付された場合には、当該自動車に係る自動車税の種別割について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第九十七条の二の規定によつて提示する当該自動車について自動車税の種別割の滞納がないことを証する書面として、別記様式第八十二号の五又は別記様式第八十二号の五の二による自動車税種別割納税証明書を納税者に交付するものとする。

附則

(東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等の取得に係る自動車税の環境性能割の還付の手続)

第五条 条例附則第十八条の二の三第三項に規定する申請書の様式は、附則別記様式第十一

該申請者に交付する証明書の様式は、別記様式第八十二号による自動車税納税証明書のとおりとする。

3 前二項の規定による場合のほか、県税事務所長は、別記様式第五号の八若しくは別記様式第五号の十による自動車税の納税通知書を納税者に交付する際に、当該納税者の当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないとき、又は別記様式第六号の二による自動車税の納付書を納税者に交付する際に、当該納税者の当該自動車に係る自動車税について二か年度分以上の滞納がないときに限り、道路運送車両法第九十七条の二の規定によつて提示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面として、別記様式第八十二号の二又は別記様式第八十二号の三による自動車税納税証明書を納税者に交付するものとする。ただし、当該書面が必要でないとは認められる場合においては、この限りでない。

4 (略)

5 第一項及び第二項の規定による場合のほか、県税事務所長は、第十四条の規定によつて自動車税が減免された場合には、同条第二項の県税減免決定通知書を納税者に交付する際に、当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第九十七条の二の規定によつて提示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面として、別記様式第八十二号の四又は別記様式第八十二号の五の三による自動車税納税証明書を納税者に交付するものとする。

6 第一項及び第二項の規定による場合のほか、県税事務所長は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十五条の規定による口座振替の方法によつて自動車税が納付された場合には、当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第九十七条の二の規定によつて提示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面として、別記様式第八十二号の五又は別記様式第八十二号の五の二による自動車税納税証明書を納税者に交付するものとする。

附則

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の還付の手続)

第五条 条例附則第十四条の五第三項に規定する申請書の様式は、附則別記様式第十一号の

号のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合、その処分を決定し、附則別記様式第十二号による自動車税環境性能割還付(を還付をしない旨の)通知書によって、これを通知するものとする。

(東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に係る自動車税の種別割の還付の手續)

第六条 条例附則第十八条の三の第三項に規定する申請書の様式は、附則別記様式第十三号のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合、その処分を決定し、附則別記様式第十四号による自動車税種別割還付(を還付をしない旨の)通知書によって、これを通知するものとする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等の手續)

第七条 法附則第二十九条の九、第二十九条の十二及び第二十九条の十三の規定により、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収等の例によるものとされる軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等を使用する様式は、別記様式第十号の五、別記様式第七十九号の二から別記様式第七十九号の十までの様式によるものとする。この場合において、様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と読み替えるものとする。

2| 法附則第二十九条の十の規定により、当分の間、知事が行うものとされる軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務に使用する様式は、附則別記様式第十五号から附則別記様式第十七号までの様式のとおりとする。

3| 法附則第二十九条の十一の規定により、当分の間、自動車税の環境性能割の申告の例によるものとされる軽自動車税の環境性能割の申告又は報告に使用する様式は、地方税法施行規則第三十三号の四様式及び附則別記様式第十八号によるものとする。この場合において、地方税法施行規則第三十三号の四様式中「市町村長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告)

第八条 知事は、軽自動車税の環境性能割の申告の件数、軽自動車税の環境性能割額その他必要な事項を附則別記様式第十九号の様式により、定置場所在の市町村長に報告するものとする。

とおりにする。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合、その処分を決定し、附則別記様式第十二号による自動車取得税還付(を還付をしない旨の)通知書によって、これを通知するものとする。

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等に係る自動車税の還付の手續)

第六条 条例附則第十八条の二第三項に規定する申請書の様式は、附則別記様式第十三号のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合、その処分を決定し、附則別記様式第十四号による自動車税還付(を還付をしない旨の)通知書によって、これを通知するものとする。

(東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の環境性能割の還付の手続)

第九条 法附則第五十七条第四項の規定により、軽自動車税の環境性能割に係る徴収金について、還付を受けようとする者が提出する申請書の様式は附則別記様式第二十号のとおりとする。

2| 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合、その処分を決定し、附則別記様式第二十一号による軽自動車税環境性能割還付(を還付をしない旨の)通知書によつて、これを通知するものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

附則別記様式第11号（附則第5条関係）

(略)			
自動車税環境性能割還付申請書			
次の自動車税環境性能割に係る徴収金について、広島県税条例附則第18条の2の3第2項の規定による還付を申請します。			
登録番号		(略)	
(略)			
対象区域内用途廃止等自動車等		(略)	
		(略)	

備考 (略)

改正前

附則別記様式第11号（附則第5条関係）

(略)			
自動車取得税還付申請書			
次の自動車取得税に係る徴収金について、広島県税条例附則第14条の5第2項の規定による還付を申請します。			
登録番号又は車両番号		(略)	
(略)			
対象区域内用途廃止等自動車		(略)	
		(略)	

備考 (略)

附則別記様式第12号 (附則第5条関係)

(略)			
<u>自動車税環境性能割</u> ^還 _____ ^付 <u>通知書</u> <u>を還付しない旨の</u>			
年 月 日付けで申請のあつた <u>自動車税環境性能割</u> に係る徴収金については、 <u>広島県税条例附則第18条の2の3第2項</u> の規定により還付します。 の規定に該当しないので還付できません。			
<u>登録番号</u>		(略)	(略)
(略)			

(注) (略)
備考 (略)

附則別記様式第13号 (附則第6条関係)

(略)	
<u>自動車税種別割還付申請書</u>	
次の <u>自動車税種別割</u> に係る徴収金について、 <u>広島県税条例附則第18条の3の3第2項</u> の規定による還付を申請します。	
(略)	

備考 (略)

附則別記様式第12号 (附則第5条関係)

(略)			
<u>自動車取得税</u> ^還 _____ ^付 <u>通知書</u> <u>を還付しない旨の</u>			
年 月 日付けで申請のあつた <u>自動車取得税</u> に係る徴収金については、 <u>広島県税条例附則第14条の5第2項</u> の規定により還付します。 の規定に該当しないので還付できません。			
<u>登録番号又は車両番号</u>		(略)	(略)
(略)			

(注) (略)
備考 (略)

附則別記様式第13号 (附則第6条関係)

(略)	
<u>自動車税還付申請書</u>	
次の <u>自動車税</u> に係る徴収金について、 <u>広島県税条例附則第18条の2第2項</u> の規定による還付を申請します。	
(略)	

備考 (略)

附則別記様式第14号 (附則第6条関係)

(略)

自動車税種別割 還 _____ 付 申請書
を還付しない

年 月 日付けで申請のあつた自動車税種別割に係る
徴収金については、広島県税条例附則第18条の3の3第2項の規定
により還付します。
に該当しないので還付できません。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

附則別記様式第14号 (附則第6条関係)

(略)

自動車税 還 _____ 付 申請書
を還付しない

年 月 日付けで申請のあつた自動車税に係る徴
収金については、広島県税条例附則第18条の2第2項の規定によ
り還付します。
当しないので還付できません。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

附則別記様式第十四号の次に次の七様式を加える。

附則別記様式第15号 (附則第7条関係)

		年 月 日
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	<p>広島県知事 様</p> <p style="text-align: right;">納税義務者 住 所 (所在地)</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (名称及び代 表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">(電話)</p> <p style="text-align: center;">軽自動車税環境性能割減免申請書</p> <p>次のとおり、軽自動車税環境性能割の減免を受けたいので、地方税法附則第29条の10の規定によって申請します。</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 印 </div>
車 両 番 号		取 得 年 月 日
年 度		年 月 日
年 度		税 額
		円
<p>減免を受けようとする理由</p>		
<p>その他必要事項</p>		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附則別記様式第16号 (附則第7条関係)

(表)

年 月 日	
住所(所在地)	
氏名(名称)	
様	
広島県知事 印	
減 免 決 定 通 知 書	
年 月 日付けで申請のあつた の 年度軽自動車税環境性能割の減免について、次のとおり決定しました。	
整 理 番 号	年 度 第 号
当 初 の 税 額	円
減 免 す る 税 額	円
差 引 税 額	円
摘 要	
◎ 裏面をお読みください。	

備考 用紙の大きさは、縦14センチメートル、横10.2センチメートルとする。

(裏)

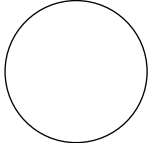
(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

附則別記様式第17号（附則第7条関係）

（表）

<p>郵便はがき</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所(所在地) 氏名(名称)</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p style="text-align: right;">広島県知事 印</p> <p style="text-align: center;">減 免 決 定 通 知 書</p> <p>年 月 日付で申請のあ つた の 年度軽自動車税環 境性能割の減免について、次のとおり決定 しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">整理番号</td> <td style="width: 50%;">年度第号</td> </tr> <tr> <td>当初の税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>減免する税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>差引税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td></td> </tr> </table>	整理番号	年度第号	当初の税額	円	減免する税額	円	差引税額	円	摘 要	
整理番号	年度第号										
当初の税額	円										
減免する税額	円										
差引税額	円										
摘 要											

- 備考 1 この様式は、証紙徴収分に係る軽自動車税環境性能割の減免決定のうち、電算処理を要するものについて使用する。
- 2 用紙の大きさは、縦14センチメートル、横30.6センチメートルとし、シーリング式はがきを使用する。

(裏)

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

附則別記様式第 18 号 (附則第 7 条関係)

軽自動車税環境性能割修正申告書



広島県知事 様

年 月 日

取得の原因
新規 買主変更
所有権留保付新規 自己使用
課税成り 所有権の移転

売 買
贈 与
交 換

取得年月日
 年 月 日

車両番号		登録年月日 年 月 日		車名		型式		種別 <input type="radio"/> 小型 <input type="radio"/> 軽		自・営の別 <input type="radio"/> 自家用 <input type="radio"/> 営業用		用途 <input type="radio"/> 乗用車 <input type="radio"/> トラック <input type="radio"/> 特種用途車(○救急車 ○消防車 <input type="radio"/> 霊柩車 ○身体障害者装置付 <input type="radio"/> その他)
納 税 義 務 者	住 所 (所在地)		譲 渡 者	住 所 (所在地)		氏 名 (名 称)		印		印		
	フリガナ			氏 名 (名称及び代 表者の氏名)								
定置場		課税標準額		税額 ①		既に納付の確定した税額 ②		この申告により納付すべき税額 ①-② ③		延滞金額 ④		
											納付額③+④ 円	

誤表示印	収 納 印
------	-------

誤表示印	収 納 印
------	-------

(注) ○印のある欄は、該当文字を○で囲んでください。

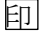
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附則別記様式第 19 号(附則第 8 条関係)

年 月 日

軽自動車税環境性能割賦課徴収状況報告書

市(町)長様

広島県知事 

地方税法附則第 29 条の 15 第 1 項及び地方税法施行令附則第 15 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり報告します。

(単位：円)

区分		申告額		決定額		更正額		収入済額		過誤納額		不納欠損額		収入未済額 (ア)+(イ)+(ウ) -(エ)-(オ)-(カ)
		件数	(ア)	件数	(イ)	件数	(ウ)	件数	(エ)	件数	(オ)	件数	(カ)	
税額	現年課税分													
	滞納繰越分													
	計													
延滞金														
加算金														
備考														

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

附則別記様式第20号(附則第9条関係)

広島県知事様 住所 (所在地) 氏名 〔名称及び 代表者の氏名〕		年 月 日 (印)
軽自動車税環境性能割還付申請書 次の軽自動車税環境性能割に係る徴収金について、地方税法附則第57条第4項の規定による還付を申請します。		
車 両 番 号		取 得 年 月 日
納 付 年 月 日		年 月 日
納付した徴収金の金額	税 額	延滞金額
	円	円
		過少申告 加算金額
		円
		不申告 加算金額
		円
		重加算金額
		円
		計
		円
対象区域内用途廃止等自動車等		登録番号又は車両番号
		抹消登録した日

受付印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附則別記様式第21号（附則第9条関係）

第 年 月 日 納 税 義 務 者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様 廣 島 県 知 事 印						
軽自動車税環境性能割 還 付 通知書 を還付しない旨の						
年 月 日付で申請のあつた軽自動車税環境性能割に係る徴収金につい ては、地方税法附則第57条第4項 の規定により還付します。 の規定に該当しないので還付できません。						
車 両 番 号			取 得 年 月 日	年 月 日		
還 付 す る 徴 収 金 の 金 額	税 額	延 滞 金 額	過 少 申 告 加 算 金 額	不 申 告 加 算 金 額	重 加 算 金 額	計
	円	円	円	円	円	円
還 付 で き な い 場 合 は そ の 理 由						

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則附則別記様式第3号と複写式に印刷する。

別記様式第五号の八から別記様式第五号の十一までを次のように改める。

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 広島県 自動車税種別割領収済通知書 </div> <div style="text-align: center;"> 公 </div> <div style="text-align: right;"> 通常払込料金 加入者負担 </div> </div>			
加入者名	口座記号番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
賦課年度	納期限	年 月 日	登録番号
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼			
<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: 10px;"></div>			
延滞金額	円	合計金額	円
納税者	(住所等非表示払込書)		
コンビニ収納用	(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行		
主管所名	広島県 県税事務所		
領収日付印			
広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控			

広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証 (金融機関控) <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 公 </div> <div style="text-align: right;"> 通常払込料金 加入者負担 </div> </div>	
口座記号番号	加入者名
納付番号	納付区分
確認番号	納付区分
賦課年度	納期限
年 月 日	年 月 日
登録番号	登録番号
納税者	様
税 額	円
延滞金額	円
合計金額	円
主管所名	領収日付印
広島県 県税事務所	
備考	
金融機関/店舗控	

裏面記載の金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等で納付できます。			
広島県 自動車税種別割納税通知書兼領収証 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 公 </div> </div>			
賦課年度	課税標準(登録番号)	納税通知書番号	
様			
納期限	年 月 日	税 額	円
延滞金額	円	合計金額	円
上記の金額を納期限までに納入してください。			
年 月 日 広島県 県税事務所長		上記の金額を領収しました。 領収日付印	
お問合せ先 広島県 県税事務所 電話		ゆうちょ銀行(郵便局)で納付された場合は、領収証書に代えて振替払込請求書兼受領証が交付されます。 収入印紙不要	
◎裏面をお読みください。◎金額を訂正すると納付できません。			
納税者保管			

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

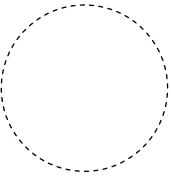
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 5 4月1日から同月30日までに抹消登録をされた場合は、月割計算の上後日改めて納付書を送付しますから、その納付書によつて納付してください。

納 付 場 所	
------------------	--

様式第5号の9（第6条関係）

（表）

<p>1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。</p> <p>2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。</p> <p>なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。</p> <p>3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。</p> <p>4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県（代表者広島県知事）を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<div style="text-align: center;">  <p>郵便はがき</p> </div> <p style="text-align: right;">住所（所在地）</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: right;">氏名（名称） 様</p> <p style="text-align: right;">広島県 県税事務所長</p> <p>自動車税種別割の納税通知が内側にあります。</p>
--	--

- 備考 1 用紙は、シーリング式はがきとする。
- 2 課税台数が20台以下の場合に使用する。

(裏)

年度自動車税種別割納税通知書

課税標準(登録番号)	納税通知番	税額(税率)
		円
合	計	

納期	年	月	日から
	年	月	日まで

納期限	=	年	月	日
振替日	=	年	月	日

左記の金額を上記の納期限までに納付してください。
なお、あなたからは口座振替納付の届出をいただいておりますので、次の指定預金口座から振り替えて収納させていただきます。

また、継続検査及び構造等変更検査用の納税証明書は、振替日から2週間以内に郵送させていただきます。
年 月 日

氏名(名称)

様

広島県

県税事務所長 印

指定預金口座

金融機関名
預金種目
口座番号
名義人

様式第5号の9の2 (第6条関係)

年度自動車税種別割納税通知書

課税標準 (登録番号)	納税通知 番号	税額 (税率)	課税標準 (登録番号)	納税通知 番号	税額 (税率)
		円			円
納期	年 月 日から 年 月 日まで		計		
納期限	年 月 日				
振替日	年 月 日			合計	


左記の金額を納期限までに納付してください。

なお、あなたからは口座振替納付の届出をいただいておりますので、次の指定預金口座から振り替えて収納させていただきます。

年 月 日

住所(所在地)
氏名(名称)

様

広島県 県税事務所長 

指定預金口座

金融機関名
預金種目
口座番号
名義人

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 課税台数が21台以上の場合に使用する。

付表

1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。

2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。

4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号の9の3 (第6条関係)

(表)

自動車税種別割納税通知書

住所(所在地)
〒

氏名(名称) 様

年度	納期	年 月 日から		年 月 日まで	
課税標準 (登録番号)		納税通知書番号		税 額 (税率)	円
納組 コード		所有者コ ード		補記コ ード	

上記の金額を納期限までに納付してください。

年 月 日

広島県 県税事務所長 印

◎裏面をお読みください。

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横20.8センチメートルとする。

(裏)

1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。

2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。

4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を經由して提出して下さい。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県（代表者広島県知事）を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

5 納付場所

様式第5号の9の4 (第6条関係)

年度自動車税種別割納税通知書

課税標準 (登録番号)	納税通知 番号	税額 (税率)	課税標準 (登録番号)	納税通知 番号	税額 (税率)
		円			円
納期	年 月 日から 年 月 日まで		計		
納期限	年 月 日		合計		

左記の金額を納期限までに納付してください。
 なお、あなたからは自動車税種別割について一括納付の申出をいただいております。

年 月 日

住所(所在地)
 氏名(名称)

様

広島県 県税事務所長 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

付表

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 5 納付場所

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(表)

<p style="text-align: center;">納 付 書 (公) -2</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">口座番号 口座加入者</td> </tr> <tr> <td style="width:50%;">県 税</td> <td>自動車税種別割</td> </tr> <tr> <td>賦課年度</td> <td>納期限 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>納税通知書番号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">住所(所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名(名称)</p> <p style="text-align: right;">納</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">税 額</td> <td style="width:50%;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">広島県 県税事務所扱</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">日 計</td> <td style="width:50%;">円</td> </tr> <tr> <td>口</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎受付店又は受付局で保存してください。</p>	口座番号 口座加入者		県 税	自動車税種別割	賦課年度	納期限 年 月 日	登録番号	納税通知書番号	税 額	円	延滞金額	円	合計額	円	日 計	円	口		<p style="text-align: center;">領 収 済 通 知 書 (公) -2</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号 口座加入者</td> <td>県 税</td> <td>自動車税種別割</td> </tr> <tr> <td>賦課年度</td> <td>税 目</td> <td>県税</td> <td>登録番号</td> <td>納税通知書番号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">住所(所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名(名称)</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">納期限 年 月 日</td> <td style="width:50%;">税 額 A</td> <td style="width:50%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金額 B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計額 F</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">広島県 県税事務所扱</p> <p>上記の金額は領収済みにつき通知します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">取りまとめ局</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>指定金融機関 (取りまとめ店)</td> <td>広島銀行(県庁支店)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">金融機関・郵便局ではここから切り離してください。</p>	口座番号 口座加入者	県 税	自動車税種別割	賦課年度	税 目	県税	登録番号	納税通知書番号	納期限 年 月 日	税 額 A	円		延滞金額 B	円		合計額 F	円	取りまとめ局		指定金融機関 (取りまとめ店)	広島銀行(県庁支店)	<p style="text-align: center;">納 税 通 知 書 兼 領 収 証 書 (公) -2</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号 口座加入者</td> <td>県 税</td> <td>自動車税種別割</td> </tr> <tr> <td>賦課年度</td> <td>課税標準(登録番号)</td> <td>納税通知書番号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">住所(所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名(名称)</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">納期限 年 月 日</td> <td style="width:50%;">税 額</td> <td style="width:50%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を納期限までに納付してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 広島県 県税事務所長 印</p> <p>◎裏面をお読みください。 ◎金額は訂正することができません。</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p>	口座番号 口座加入者	県 税	自動車税種別割	賦課年度	課税標準(登録番号)	納税通知書番号	納期限 年 月 日	税 額	円		延滞金額	円		合計額	円
口座番号 口座加入者																																																								
県 税	自動車税種別割																																																							
賦課年度	納期限 年 月 日																																																							
登録番号	納税通知書番号																																																							
税 額	円																																																							
延滞金額	円																																																							
合計額	円																																																							
日 計	円																																																							
口																																																								
口座番号 口座加入者	県 税	自動車税種別割																																																						
賦課年度	税 目	県税	登録番号	納税通知書番号																																																				
納期限 年 月 日	税 額 A	円																																																						
	延滞金額 B	円																																																						
	合計額 F	円																																																						
取りまとめ局																																																								
指定金融機関 (取りまとめ店)	広島銀行(県庁支店)																																																							
口座番号 口座加入者	県 税	自動車税種別割																																																						
賦課年度	課税標準(登録番号)	納税通知書番号																																																						
納期限 年 月 日	税 額	円																																																						
	延滞金額	円																																																						
	合計額	円																																																						

備考 1 繰上徴収する場合は、「納期限」欄に通常の納期限のほかに、繰上徴収する旨及びその納期限を記載する。
2 用紙の大きさは、縦15.2センチメートル、横28.9センチメートルとする。

◎この領収証書は大切に保存してください。

- (注) 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
- また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 5 納付場所

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> □ 広島県 領収済通知書 </div> <div style="text-align: center;"> 公 通常払込料金加入者負担 </div> <div style="text-align: right;"> </div> </div>										
加入者名	口座記号番号	合計金額		円						
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分							
納期限	年 月 日	賦課年度	課税標準(登録番号)	事業年	期別	県税				
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> </div>										
延滞金額	円	円	合計金額	円						領収日付印
納税者	(住所等非表示払込書)			様						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">領収日付印</div>
コンビニ収納用	(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。			収納代行 広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控						
主管所名	広島県	県税事務所								

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証(金融機関控) </div> <div style="text-align: center;"> 公 通常払込料金加入者負担 </div> <div style="text-align: right;"> </div> </div>										
口座記号番号										
加入者名										
納付番号										
確認番号	納付区分	賦課年度								
納期限	年 月 日									
課税標準(登録番号)							期別			
事業年	納税通知書番号									
県税										
税額	円									
延滞金額	円									
合計金額	円									
納税者	様									
主管所名	広島県	県税事務所								領収日付印
備考										

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 広島県 自動車税種別割納税通知書兼領収証書 </div> <div style="text-align: center;"> 公 </div> </div>															
賦課年度	課税標準(登録番号)	納税通知書番号	事業年	期別	県税										
様															
納期限			年 月 日			<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">税額</td> <td style="width: 80%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>				税額	円	延滞金額	円	合計額	円
税額	円														
延滞金額	円														
合計額	円														
上記の金額を納期限までに納入してください。 年 月 日 広島県 県税事務所長					上記の金額を領収しました。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100%;"> 領収日付印 </div>										
①裏面をお読みください。 ②金額を訂正すると納付できません。 収納代行															

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納 付 場 所	
------------------	--

様式第5号の11（第6条関係）

（表）

県税コード

所有者コード

自動車税種別割（占有自動車分）納税通知書

P

前 住 所（所在地）	使 用 者 氏 名（名称）	税 額 （税 率）	課 税 標 準 （登録番号）	納 税 通 知 号 番 号
		円		

◎裏面を

お読みください。

所有者(占有者)の住所(所在地)及び氏名(名称) 様	年 度	納 期 限	課税額合計	左記の金額を納期限までに納付してください。 年 月 日 広島県 県税事務所長 印
	年 度	年 月 日	円	
	納 付 場 所			

- 備考 1 繰上徴収する場合は、「納期限」欄に通常の納期限のほかに、繰上徴収する旨及びその納期限を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(裏)

- (注) 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
- また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 5 納付場所

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第9号の2 (第6条関係)

(略)
自動車税種別割減額通知書
(略)

様式第9号の3 (第6条関係)

(略)
自動車税種別割減額通知書
(略)

改正前

様式第9号の2 (第6条関係)

(略)
自動車税減額通知書
(略)

様式第9号の3 (第6条関係)

(略)
自動車税減額通知書
(略)

別記様式第十号の二を次のように改める。

法人 県民税
事業税 更正・決定及び加算金の決定通知書兼納付通知書
特別法人事業税

所在地

法人名

法人県民税・事業税・特別法人事業税の課税標準額、税額及び加算金額を、県民税については地方税法第 55 条、事業税については地方税法第 72 条の 39、第 72 条の 41 又は第 72 条の 41 の 2、特別法人事業税については特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 8 条、加算金については地方税法第 72 条の 46 又は第 72 条の 47 の規定により更正・決定しましたから通知します。
(「差引納付すべき額」欄の不足税額及び加算金額を、次により納めてください。)

年度	管理番号	更正・決定納期限
		年 月 日
事業年度又は連結事業年度		
年 月 日から 年 月 日まで		
様 処理		

区 分		更正・決定額	既に納付の確定した額	差引減額した額	差引納付すべき額
法人	税 割 額	円	円	円	円
県民税	均 等 割 額				円
法人	所 得 割 額				円
	付 加 価 値 割 額				円
	資 本 割 額				円
	収 入 割 額				円
	合 計 事 業 税 額				円
特別法人	所得割に係る特別法人事業税額				円
	収入割に係る特別法人事業税額				円
	合計特別法人事業税額				円
過 少 申 告 加 算 金					円
不 申 告 加 算 金					円
重 加 算 金					円

更正・決定額算出基礎						
区 分		課税標準額	税率	税 額		
法人	課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税総額	千円		円		
	税 額		/100	円		
	利 子 割 控 除 額					
	差 引 法 人 税 割 額					
法人	均 等 割 額					
	所 得 割	課税標準となる所得金額の総額	千円			
			年 万円以下の金額	/100		
			年 万円超年 万円以下の金額	/100		
			年 万円超又は軽減税率不適用の金額	/100		
	付加価値割	課税標準となる付加価値額の総額	本 県 分	/100		
			資 本 割	課税標準となる資本金等の額総額	本 県 分	/100
			収 入 割		課税標準となる収入金額の総額	本 県 分
	合 計					
	特別法人	基 準 法 人 所 得 割 額		/100		
基 準 法 人 収 入 割 額			/100			
合 計						

申告等区分
予定・中間・みなす 年 月 日
確定・決定 年 月 日
修正・更正・是認 年 月 日
再修正・再更正・是認 年 月 日

加算金	処理年月日、処理区分、法人事業税額及び特別法人事業税額	年 月 日	差引対象法人事業税額	差引対象特別法人事業税額
		年 月 日	円	円
	区 分	対 象 税 額	率	確 定 額
	加 算 金	円	/100	円
	重 加 算 金		/100	

重加対象課税標準額の総額	
所 得 金 額	
付 加 価 値 額	
資 本 金 等 の 額	
収 入 金 額	

分割基準	区 分	法人県民税	法 人 事 業 税		納付場所
			従業者数	固定資産の価格・事務所又は事業所の数・軌道の延長キロメートル	
総 数		人	人		
本 県 分					

(注) 1 この通知書による不足税額、加算金額のほかに法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

2 法人税法第75条の2第1項の規定によつて確定申告書の提出期限が延長された法人又は地方税法第72条の25第3項若しくは第5項の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2の2により定められる割合)を乗じて計算した金額を加算してください。

3 県民税については地方税法第56条第3項及び第4項、事業税については同法第72条の44第3項及び第4項の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により延滞金の計算の基礎となる期間から控除される期間があります。

4 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。

5 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考1 不足税額がない場合は、納付の通知はしないものとし、この通知書は、(注)1から(注)4までを削り、(注)5を(注)とした上、更正・決定通知書として使用する。

2 繰上徴収する場合は、「更正・決定納期限」欄に更正・決定の納期限のほかに、繰上徴収する旨及びその納期限を記載する。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第10号の5 (第6条関係)
(表)

(略)				
<u>自動車税環境性能割更正・決定通知書兼納付通知書</u>				
地方税法第168条及び第171条又は第172条の規定により、 <u>自動車税環境性能割</u> の課税標準額、税額及び加算金額について、次のとおり更正・決定しましたから通知します。「増減額」欄の不足税額及び加算金額を納期限までに納付してください。				
<u>登録番号</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

備考 (略)

改正前

様式第10号の5 (第6条関係)
(表)

(略)				
<u>自動車取得税更正・決定通知書兼納付通知書</u>				
地方税法第129条及び第132条又は第133条の規定により、 <u>自動車取得税</u> の課税標準額、税額及び加算金額について、次のとおり更正・決定しましたから通知します。「増減額」欄の不足税額及び加算金額を納期限までに納付してください。				
<u>登録番号又は車両番号</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

備考 (略)

(裏)

(注) 1 この通知書による不足税額、加算金額のほかに法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

2・3 (略)

(裏)

(注) 1 この通知書による不足税額、加算金額のほかに法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

2・3 (略)

別記様式第十一号の二を次のように改める。

(表)

法人県民税・事業税 納付書 ④—1
特別法人事業税
地方法人特別税

都道府県コード	口 座 番 号	加 入 者
3 4 0 0 0 6		
広 島 県		

所在地及び法人名

納

年 度	税 目	県 税	処 理 別	回 数	管 理 番 号
	02				
事 業 年 度					
. . . から . . . まで					

法人県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額	09											
	計 (05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計 (10~14)	15											
合計額	16												

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印	
課税事務所	県税事務所		
日 計	口 円		

上記のとおり納付します。
(金融機関又は郵便局保管)

法人県民税・事業税 領収済通知書 ④—1
特別法人事業税
地方法人特別税

都道府県コード	口 座 番 号	加 入 者
3 4 0 0 0 6		
広 島 県		

所在地及び法人名

様

年 度	税 目	県 税	処 理 別	回 数	管 理 番 号
	02				
事 業 年 度					
. . . から . . . まで					

法人県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額	09											
	計 (05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計 (10~14)	15											
合計額	16												

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印	
課税事務所	県税事務所		
指定金融機関名 (取りまとめ店)	広島銀行 (県庁支店)		
取りまとめ局			

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

法人県民税・事業税 督促状兼領収証書 ④—1
特別法人事業税
地方法人特別税

都道府県コード	口 座 番 号	加 入 者
3 4 0 0 0 6		
広 島 県		

課税事務所	県税事務所	納期限	年 月 日
-------	-------	-----	-------

所在地及び法人名

様

年 度	税 目	県 税	処 理 別	回 数	管 理 番 号
	02				
事 業 年 度					
. . . から . . . まで					

法人県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額	09											
	計 (05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計 (10~14)	15											
合計額	16												

上記のとおり滞納となっていますから、直ちに納付してください。
年 月 日
広島県 県税事務所長 印

◎ 裏面をお読みください。
◎ この督促状と行き違いに納付済みの場合は、この督促状がなかったものとして御了承ください。
◎ 金額は訂正することができません。

領 収 日 付 印	
-----------	--

金融機関・郵便局ではここから切り離してください。

◎この領収証書は大切に保存してください。

備考 用紙の大きさは、縦 19.0 センチメートル、横 34.4 センチメートルとする。

(注)

1 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納税額、延滞金額及び加算金額を完納されないときは、財産の差押えをしなければならないこととなります。なお、納付されるときは、この督促状を切り離さずに納付場所に持参してください。

2 延滞金の計算方法

(1) 法定納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この督促に係る納期限までの期間及びその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

(2) 法人税法第75条の2第1項又は地方税法第72条の25第3項若しくは第5項の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法(以下「地方税法特別税等に関する暫定措置法」という。)第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2により定められる割合)を乗じて計算した金額を加算してください。

なお、平成12年1月1日以後の期間については、「年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2により定められる割合)」を「年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2の2により定められる割合)」と読み替えて計算してください。

(3) 県民税については地方税法第56条、事業税については同法第72条の44の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により延滞金の計算の基礎となる期間から控除される期間があります。

(4) 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。

※ 延滞金の計算方法について御不明な点は、最寄りの県税事務所へおたずねください。

3 この督促に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 納付場所

別記様式第十一号の七を次のように改める。

所有者(占有者)の住所(所在地)及び氏名 (名称) 様	年度	納期限	年月日	左記のとおり滞納となつていますから、 直ちに納付してください。 年 月 日 広島県 県税事務所長印
	課納税額 円	延滞金額	円	
	納付場所			

◎裏面をお読みください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(裏)

(注) 1 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納税額及び延滞金額を完納されないときは、財産の差押えをしなければならぬことになります。

なお、納付されるときは、納付書を納付場所に持参してください。

2 延滞金の計算方法

(1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

(2) 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。

3 この督促に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 納付場所

◎ この督促状と行き違いに納付済みの場合は、この督促がなかつたものとして御了承ください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第16号の7 (第11条, 第25条の2, 第30条, 第52条の10, <u>第53条の2</u>関係) (略)</p>	<p>様式第16号の7 (第11条, 第25条の2, 第30条, <u>第40条</u>, 第52条の10関係) (略)</p>

別記様式第二十号の三を次のように改める。

様式第20号の3 (第14条関係)

		年 月 日		
広島県知事様	納税義務者			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受 付 印 </div>	住所 (所在地)			
	氏名 (名称及び代 表者の氏名)	(印)		
	(電話番号)		
	自動車税減免申請書			
次のとおり、自動車税の減免を受けたいので、広島県税条例第24条第2項の規定によつて申請します。				
登録番号		取得年月日	年 月 日	
年度	環境性能割	種別割		
	税額	円	税額	円
減免を受けようとする理由				
その他必要事項				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第20号の5 削除

様式第21号の2 (第14条関係)
(表)

(略)
減 免 決 定 通 知 書
の 年度自動車
税種別割の減免について、次のとおり決定しました。
(略)
(略)

備考 (略)
(裏) (略)

改正前

様式第20号の5 (第14条関係)

様式第21号の2 (第14条関係)
(表)

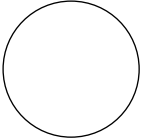
(略)
減 免 決 定 通 知 書
の 年度自動車
税の減免について、次のとおり決定しました。
(略)
(略)

備考 (略)
(裏) (略)

別記様式第二十一号の二の二を次のように改める。

様式第21号の2の2 (第14条関係)

(表)

郵便はがき 	年 月 日	
	住所 氏名 様 広島県知事 <input type="checkbox"/>	
減 免 決 定 通 知 書		
の 年度自動車税種別割の減免について、次のとおり決定しました。		
整理番号	年度第号	
当初の税額	減免する税額	差引税額
円	円	円

- 備考 1 この様式は、前年度に引き続き減免決定する場合に使用する。
2 用紙の大きさは、縦14センチメートル、横30.6センチメートルとし、シーリング式はがきを使用する。

(裏)

- (注) 1 この通知は、 年 月
日付けで申請のあつた自動車
に係るものです。
- 2 この通知に係る処分について不
服がある場合は、この処分のあつ
たことを知つた日の翌日から起算
して3か月以内に、広島県知事に
対して審査請求をすることができます。
- また、この処分の取消しを求め
る訴えは審査請求に対する裁決を
経た後でなければ提起することは
できませんが、裁決を経た後は、
その裁決のあつたことを知つた日
の翌日から起算して6か月以内
に、広島県(代表者広島県知事)を
被告として、広島地方裁判所に対
し、この処分の取消しを求める訴
えを提起することができます。
- ただし、①審査請求をした日か
ら3か月を経過しても裁決がない
とき、②処分、処分の執行又は手
続の続行により生じる著しい損害
を避けるために緊急の必要がある
とき、③その他裁決を経ないこと
につき正当な理由があるときのい
ずれかに該当する場合には、裁決
を経ないでこの処分の取消しの訴
えを提起することができます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第21号の3 (第14条関係)
(表)

(略)

減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた
の 年度自動車税の減免について、次のとおり
決定しました。

(略)		
区 分	種 別 割	環 境 性 能 割
(略)		
(略)		

備考 (略)
(裏) (略)

改正前

様式第21号の3 (第14条関係)
(表)

(略)

減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた
の 年度自動車税及び自動車取得税の減免につ
いて、次のとおり決定しました。

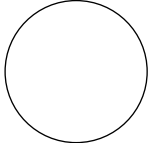
(略)		
区 分	自 動 車 税	自 動 車 取 得 税
(略)		
(略)		

備考 (略)
(裏) (略)

別記様式第二十一号の三の二及び別記様式第二十一号の四を次のように改める。

様式第21号の3の2 (第14条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</p> <p>住所(所在地) 氏名(名称)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">広島県知事 印</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">減 免 決 定 通 知 書</p> <p>年 月 日付けで申請のあ つた の 年度自動車税の減 免について、次のとおり決定しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">整理番号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年度第号</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td style="text-align: center;">種別割</td> <td style="text-align: center;">環境性能割</td> </tr> <tr> <td>当初の税額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>減免する税額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>差引税額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	整理番号	年度第号		区分	種別割	環境性能割	当初の税額	円	円	減免する税額	円	円	差引税額	円	円	摘要		
整理番号	年度第号																		
区分	種別割	環境性能割																	
当初の税額	円	円																	
減免する税額	円	円																	
差引税額	円	円																	
摘要																			

- 備考 1 この様式は、証紙徴収分に係る自動車税の減免決定のうち、電算処理を要するものについて使用する。
2 用紙の大きさは、縦14センチメートル、横30.6センチメートルとし、シーリング式はがきを使用する。

(裏)

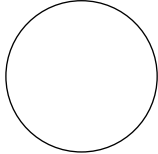
(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第21号の4 (第14条関係)

(表)

<p>郵便はがき</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<p>減免決定通知書</p> <p>住所 (所在地)</p> <p>氏名 (名称) 様</p> <p>年 月 日付けで、申請の あった 年度 自動車税種別割の減 免について、次のとおり決定しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">整理番号</td> <td style="width: 50%;">年度第号</td> </tr> <tr> <td>当初の税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>減免する税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>差引税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日 広島県知事 印</p>	整理番号	年度第号	当初の税額	円	減免する税額	円	差引税額	円	摘要		
整理番号	年度第号											
当初の税額	円											
減免する税額	円											
差引税額	円											
摘要												

- 備考 1 この様式は、商品自動車の減免決定をする場合に使用する。
- 2 用紙の大きさは、縦13.8センチメートル、横30.6センチメートルとし、シーリング式はがきを使用する。

(裏)

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第28号 (第18条関係)

(略)
更正の請求書
(略)

- (注) 1 (略)
2 この更正の請求書は、法人の県民税・事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割以外の税について使用してください。

3 (略)
備考 (略)

改正前

様式第28号 (第18条関係)

(略)
更正の請求書
(略)

- (注) 1 (略)
2 この更正の請求書は、法人の県民税・事業税・地方法人特別税及び県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割以外の税について使用してください。

3 (略)
備考 (略)

別記様式第三十七号を次のように改める。

納税証明書 交付請求書

県税に関する証明書

※太枠内を記入してください。

広島県知事 (県税事務所長) 様		年 月 日
請求者 (窓口に来られた方)	住所 (所在地) 〒 氏名 (敬称を省略) 電話番号	(印)
委任者 (納税者)	※代理人が請求する場合は、下記に記入・押印又は委任状を添付してください。 この証明書の交付請求及び受領に関する権限を上記の者に委任します。 住所 (所在地) 〒 氏名 (敬称を省略) 電話番号 ※注意 氏名欄は必ず委任者が自署・押印してください。なお、法人の場合はゴム印で構いませんが、代表者印 (法務局に登記したもの) を押印してください。	(印)

次のとおり証明書の交付を請求します。 (該当するものの「選択」欄に✓印を記入してください。)

1 証明書の使用目的			
選択	使用目的	選択	使用目的
	入札参加資格審査申請		建設業許可申請 (新規・更新)
	融資のため金融機関に提出		建設業決算変更届
	補助金等交付申請		公益法人事業報告
	自動車の所有権解除		酒類販売業免許申請
	帰化申請		その他 ()
2 証明事項			
選択	税目	請求する年度又は内容	部数
	全税目	<input type="checkbox"/> 滞納がないこと	
		<input type="checkbox"/> 滞納処分を受けたことがないこと (過去 年分)	
	法人県民税	事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日	
	法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日	
	個人事業税	年度分	
	自動車税種別割	年度分 / 【登録番号】 広島・福山 ()	
	() 税	年度分	
注1 請求者の確認のため、身分証明書 (運転免許証, 健康保険証等) をお持ちください。 顔写真のない身分証明書の場合は2点必要です。郵送の場合は、コピーを同封してください。 2 納付書により金融機関で手数料を納付した場合は、裏面に「払込証明書」を貼付してください。			

収受印	別紙のとおり証明します。			
	証明書番号: 第 号			
	起案: . . .	決裁者	担当者	公印押印承認
	決裁: . . .			
	交付: . . .			
領収印	手数料	請求者の確認欄		確認者
	円確認			

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第37号の6 (第21条関係)

納税証明書 (略)	
証明事項	県税、特別法人事業税及び地方法人特別税 について滞納がないこと (略)

様式第37号の8 (第21条関係)

県税に関する証明書 (略)	
[] (略)	
[] (略)	
[] (略)	
上記以外の県税、特別法人事業税及び地方法人特別税に ついては滞納がないことを証明します。 (略)	

改正前

様式第37号の6 (第21条関係)

納税証明書 (略)	
証明事項	県税及び地方法人特別税について滞納がな いこと (略)

様式第37号の8 (第21条関係)

県税に関する証明書 (略)	
[] (略)	
[] (略)	
[] (略)	
上記以外の県税については滞納がないことを証明します。 (略)	

様式第44号 (第25条関係)

(略)

法人事業税・特別法人事業税の申告書の提出期限延長の承認
通知書

年 月 日付けで申請の法人事業税・特別法人事業税の申告書の提出期限の延長については、地方税法第72条第2項第3項第4項第5項(同法第72条の28の25条)第6項において準用する同条第2項第7項において準用する同条第4項第2項において準用する場合を含む。)の規定により承認します。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

様式第44号 (第25条関係)

(略)

法人事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限延長の承認
通知書

年 月 日付けで申請の法人事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限の延長については、地方税法第72条第2項第3項第4項第5項(同法第72条の28の25条)第6項において準用する同条第2項第7項において準用する同条第4項第2項において準用する場合を含む。)の規定により承認します。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

様式第44号の2 (第25条関係)

(略)

法人事業税・特別法人事業税の申告書の提出期限延長の却下
通知書

年 月 日付けで申請の法人事業税・特別法人事業

第
第
第
第

税の申告書の提出期限の延長については、地方税法施行令

24条の3第2項
24条の4第7項において準用する第24条の3第2項
24条の4の2において準用する第24条の3第2項 の規
24条の4の3第2項において準用する第24条の3第2項
24条の5第1項及び第2項において準用する第24条の3第2項

定によって次の理由により却下します。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

様式第44号の2 (第25条関係)

(略)

法人事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限延長の却下
通知書

年 月 日付けで申請の法人事業税・地方法人特別

第
第
第
第

税の申告書の提出期限の延長については、地方税法施行令

24条の3第2項
24条の4第7項において準用する第24条の3第2項
24条の4の2において準用する第24条の3第2項 の規
24条の4の3第2項において準用する第24条の3第2項
24条の5第1項及び第2項において準用する第24条の3第2項

定によって次の理由により却下します。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

様式第44号の3 (第25条関係)

(略)

法人事業税・特別法人事業税の申告書の提出期限延長処分の

取消し
変更 通知書

年 月 日付で通知の法人事業税・特別法人事業税の申告書の提出期限の延長の処分については、地方税法

施行令第24条の4第4項
24条の4の3第1項において準用する第24条の4第4項

の規定によつて次の理由により次の事業年度に係るものから

取り消します。
延長日数を 月に変更します。

(略)

(注) (略)

備考 (略)

様式第44号の3 (第25条関係)

(略)

法人事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限延長処分の

取消し
変更 通知書

年 月 日付で通知の法人事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限の延長の処分については、地方税法

施行令第24条の4第4項
24条の4の3第1項において準用する第24条の4第4項

の規定によつて次の理由により次の事業年度に係るものから

取り消します。
延長日数を 月に変更します。

(略)

(注) (略)

備考 (略)

様式第44号の4 (第25条関係)

(略)			
法 人 県民税 事業税 に係る申告書の提出期限の延長承認等通 特別法人事業税			
知書			
(略)			
(略)			
税目	(略)	(略)	(略)
法 人 業 税 及 特 別 法 人 事 業 税	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)			
備考 (略)			

様式第44号の4 (第25条関係)

(略)			
法 人 県民税 事業税 に係る申告書の提出期限の延長承認等通 地方法人特別税			
知書			
(略)			
(略)			
税目	(略)	(略)	(略)
法 人 業 税 及 び 地 方 法 人 特 別 税	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)			
備考 (略)			

様式第44号の5の2 (第25条の2関係)

(略)		
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の徴収猶予(期間延長)申請書		
地方税法第72条の38の2第1項若しくは第6項又は第5項の規定により、次のとおり法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税に係る徴収の猶予(期間延長)を申請します。		
徴収の猶予を受ける よう徴収金	(略)	
	(略)	
	特別法人事業税又は地方法人特別税	(略)
	(略)	(略)
(略)		
備考 (略)		

様式第44号の5の2 (第25条の2関係)

(略)		
法人事業税・地方法人特別税の徴収猶予(期間延長)申請書		
地方税法第72条の38の2第1項若しくは第6項又は第5項の規定により、次のとおり法人事業税・地方法人特別税に係る徴収の猶予(期間延長)を申請します。		
徴収の猶予を受ける よう徴収金	(略)	
	(略)	
	地方法人特別税	(略)
	(略)	(略)
(略)		
備考 (略)		

別記様式第四十四号の六及び別記様式第四十四号の七を次のように改める。

様式第 44 号の 6 (第 25 条の 3 関係)

所在地 法人名	様	第 _____ 年 _____ 月 _____ 日 広島県 県税事務所長 印						
法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことの証明書								
地方税法第 72 条の 48 の 2 第 4 項の規定により、次のとおり法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことを証明します。								
届出があつた年月日		年 月 日						
届出をした法人	名称							
	主たる事務所又は事業所の所在地							
事業年度		年 月 日から 年 月 日まで						
事務所又は事業所の所在地	区分	更正の請求前			更正の請求後			更正後の県民税分割課税標準額
		分割基準	分割課税標準額	税額	分割基準	分割課税標準額	税額	
	法人事業税	所得割	円	円		円	円	円
		付加価値割						
		資本割						
		収入割						
		特別法人事業税	/			/		
	法人事業税	所得割						
		付加価値割						
		資本割						
		収入割						
		特別法人事業税	/			/		
	法人事業税	所得割						
		付加価値割						
		資本割						
		収入割						
		特別法人事業税	/			/		
	法人事業税	所得割						
		付加価値割						
		資本割						
		収入割						
		特別法人事業税	/			/		
分割基準に誤りを生じた事情の詳細								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とし、別記様式第 44 号の 7 及び広島県税事務取扱規則別記様式第 11 号の 2 と複写式に印刷する。

様式第 44 号の 7 (第 25 条の 3 関係)

年 月 日								
知事 様				広島県知事				
印								
法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことの通知書								
地方税法第 72 条の 48 の 2 第 4 項の規定により、次のとおり法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出がありました。								
届出があつた年月日		年 月 日						
届出をした法人	名 称							
	主たる事務所又は事業所の所在地							
	法人番号							
事業年度		年 月 日から 年 月 日まで						
事務所又は事業所の所在地	区 分	更正の請求前			更正の請求後			更正後の県民税分割課税標準額
		分割基準	分割課税標準額	税 額	分割基準	分割課税標準額	税 額	
法人事業税	所得割		円	円		円	円	円
	付加価値割							
	資本割							
	収入割							
	特別法人事業税	/				/		
法人事業税	所得割							
	付加価値割							
	資本割							
	収入割							
	特別法人事業税	/				/		
法人事業税	所得割							
	付加価値割							
	資本割							
	収入割							
	特別法人事業税	/				/		
法人事業税	所得割							
	付加価値割							
	資本割							
	収入割							
	特別法人事業税	/				/		
分割基準に誤りを生じた事情の詳細								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とし、別記様式第 44 号の 6 及び広島県税事務取扱規則別記様式第 11 号の 2 と複写式に印刷する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第45号の2 (第26条関係)

	(略)
(略)	
法人の県民税 法人の事業税 特別法人事業税 地方法人特別税 法人の県民税の利子割額	の 中間納付額等 控除不足額 の還付請求書
(略)	

(注) (略)

備考 (略)

様式第50号 (第28条関係)

不動産の価格決定通知書 (略)

(注) 1 次の各欄に記載する数字は次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 種類 01…専用住宅 02…店舗 03…事務所 04…工場 05…倉庫 06…併用住宅 07…共同住宅 08…その他の家屋 09…住宅用附属家 11…宅地 17…雑種地 21…病院・診療所 22…ホテル 23…銀行 24…作業場 25…車庫

(4) (略)

2 (略)

備考 (略)

改正前

様式第45号の2 (第26条関係)

	(略)
(略)	
法人の県民税 法人の事業税 地方法人特別税 法人の県民税の利子割額	の 中間納付額等 控除不足額 の還付請求書
(略)	

(注) (略)

備考 (略)

様式第50号 (第28条関係)

不動産の価格決定通知書 (略)

(注) 1 次の各欄に記載する数字は次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 種類 01…専用住宅 02…店舗 03…事務所 04…工場 05…倉庫 06…併用住宅 07…共同住宅 08…その他の家屋 09…住宅用附属家 11…宅地 17…雑種地 21…病院 22…ホテル 23…銀行 24…作業場 25…車庫

(4) (略)

2 (略)

備考 (略)

別記様式第五十一号から別記様式第五十一号の三までを次のように改める。

納税義務者
住所(所在地)

氏名(名称)

様

広島県 県税事務所長 印

不動産取得税減額通知書

地方税法第73条の2第7項の規定により 年 月 日付けで申請のあった不動産取得税の減額については、次のとおり決定しました。

(イ)減額(還付)すべき額		円	納税義務者	住所(所在地)					
不動産の決定価格		円		氏名(名称)					
決定税額		円		賦課番号					
主構造部	(1) 主体構造部に属する部分の建築に要した額	円		取得した家屋					
	(2) 主体構造部に属する部分に対応する課税標準の価格	円	所在地	構造	種類	床面積	取得年月日	備考	
附設	(3) 附帯設備に属する部分の取付けに要した額	円				平方メートル			
帯備	(4) 附帯設備に属する部分に対応する課税標準の価格	円							
算出基礎									
納付済税額									
摘要	年月日	決定税額(ロ)	納付税額(ハ)	(申請と異なる場合はその理由)					
			円						
			円						
			円						
合計		円	円						
差引き納付すべき額 (ロ)-(イ)-(ハ)			円						
差引き還付すべき額 (ハ)-{(ロ)-(イ)}			円						

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

納税義務者
住所(所在地)
氏名(名称)

様

広島県 県税事務所長 印

不 動 産 取 得 税 減 額 通 知 書

地方税法 第 73 条の 24 第 1 項 第 73 条の 24 第 2 項 第 73 条の 24 第 3 項 の規定により 年 月 日付けで 申告 申請 のあつた不動産取得税の減額については、次のとおり決定しました。

(イ) 減 額 (還 付) す べ き 額		円			住 所 (所在地)				
減 額 (還 付) す べ き 額 の 算 式	取得した土地に係る不動産取得税の課税標準となつた価格	(ロ) 円	納税義務者	氏 名 (名称)					
	(ロ) の 土 地 の 面 積	(ハ) 平方メートル		賦 課 番 号					
	取得した住宅の床面積×2、取得した住宅の床面積を2倍した面積が1戸について200平方メートルを超える場合においては200平方メートルとする。	(ニ) 平方メートル		不 動 産 取 得 税 の 課 税 標 準 と な っ た 土 地					
	$\frac{(ロ)}{(ハ)} \times (ニ) \times \frac{3}{100}$	円①	所 在 地	地 番	地 目	地 積	取得年月日	取得原因	備 考
①の額と45,000円のいずれか高い方の額	円②				平方メートル				
既に減額(還付)を受けた額	円③								
減額(還付)となる額の限度額 ②-③	円④	取 得 し た 住 宅	住 宅 を 新 築 (取得) し た 者	住 所 氏 名	(申請と異なる場合はその理由)				
納 付 済 税 額 又 は 徴 収 猶 予 税 額									
摘 要	年 月 日	決 定 税 額	納 付 税 額	徴 収 猶 予 税 額					
	・ ・	円	円	円					
	・ ・	円	円	円					
合 計		(ホ) 円	(ヘ) 円	(ト) 円	新 築 年 月 日	年 月 日			
差引き納付すべき額(ホ)-(イ)-(ヘ)		円			取 得 年 月 日	年 月 日			
差引き還付すべき額(ヘ)-{(ホ)-(イ)}		円			床 面 積	平方メートル			

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
 また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
 ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

納税義務者
住所(所在地)
氏名(名称)

様

広島県 県税事務所長 印

不動産取得税減額通知書

地方税法第73条の27の2第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあった不動産取得税の減額については、次のとおり決定しました。

(イ) 減額(還付)すべき額		円				住所 (所在地)			
減額(還付)すべき額の算式	取得した耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額	(ロ) 円		納税義務者		氏名 (名称)			
						賦課番号			
	$(ロ) \times \frac{3}{100}$			取得した耐震基準不適合既存住宅					
				所在地	家屋番号	構造	床面積	取得年月日	備考
							平方メートル	・	・
※ 納付済税額又は徴収猶予税額									
摘要	年月日	決定税額	納付税額	徴収猶予税額	(その他参考となるべき事項)				
	・	円	円	円					
	・	円	円	円					
合計		(ハ) 円	(ニ) 円	(ホ) 円					
差引き納付すべき額(ハ)-(イ)-(ニ)			円						
差引き還付すべき額(ニ)-{(ハ)-(イ)}			円						

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

納税義務者
住所(所在地)

氏名(名称)

様

広島県 県税事務所長 印

不動産取得税減額通知書

地方税法第73条の27の3第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあった不動産取得税の減額については、次のとおり決定しました。

(イ)減額(還付)すべき額		円		納税義務者	住所(所在地)					
取得した代替不動産の課税標準となった価格		円			氏名(名称)					
被収用不動産の固定資産課税台帳に登録された価格		円			賦課番号					
被収用不動産等										
所在地	構造又は地目	種類	床面積又は地積	被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた年月日	取得した代替不動産					
			平方メートル	.	所在地	構造又は地目	種類	床面積又は地積	取得年月日	備考
								平方メートル		
納付済税額										
摘要	年月日	決定税額(ロ)	納付税額(ハ)	徴収猶予税額(ニ)	(申請と異なる場合はその理由)					
			円	円						
			円	円						
合計		円	円	円						
差引き納付すべき額 (ロ)-(イ)-(ハ)		円								
差引き還付すべき額 (ハ)-{(ロ)-(イ)}		円								

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第五十一号の五及び別記様式第五十一号の六を次のように改める。

納税義務者
住所(所在地)
氏名(名称)

様

広島 県税事務所長 印

不動産取得税減額通知書

地方税法附則第11条の4第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあつた不動産取得税の減額については、次のとおり決定しました。

(イ) 減額(還付)すべき額		円		納税義務者	住所(所在地)							
取得した施設の課税標準となつた価格		円			氏名(名称)							
助成金の支給を受けた年月日		年 月 日			賦課番号							
減額(還付)すべき額の算式	(ロ) 助成金の支給を受けて取得した施設の価格	円										
	(ロ) × $\frac{1}{10}$ × $\frac{\quad}{100}$	円										
助成金の支給を受けて取得した施設						取得した施設						
所在地	家屋番号	構造	種類	床面積	取得年月日	所在地	家屋番号	構造	種類	床面積	取得年月日	備考
				平方メートル	・					平方メートル	・	
納付済税額又は徴収猶予税額						(申請と異なる場合はその理由)						
摘要	年月日	決定税額	納付税額	徴収猶予税額								
	・	円	円	円								
	・	円	円	円								
合計		(ハ) 円	(ニ) 円	(ホ) 円								
差引き納付すべき額(ハ) - (イ) - (ニ)		円										
差引き還付すべき額(ニ) - {(ハ) - (イ)}		円										

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。

また、この処分の取消しをを求める訴えは審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、判決を経た後は、その判決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しをを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときのみ、それぞれ該当する場合には、判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、広島県税務取扱規則別添様式第42号の13と複写式で印刷する。

納税義務者
住所(所在地)
氏名(名称)

様

広島県 県税事務所長 印

不動産取得税減額通知書

地方税法 附則第11条の4第4項 附則第11条の4第6項 の規定により 年 月 日付けで申請のあった不動産取得税の減額については、次のとおり決定しました。

(イ) 減額(還付)すべき額		円			住所(所在地)							
減額(還付)すべき額の算定	住宅	取得した改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた地方税法73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額	(ロ)			納税義務者	氏名(名称)					
		(ロ) × 3/100	円				賦課番号					
	取得した改修工事対象住宅又は改修工事対象住宅用地						所在地	構造又は地目	面積又は地積	取得年月日	取得原因	備考
	取得した土地に係る不動産取得税の課税標準となった価格	(ハ)										
	(ハ) の土地の面積	(ニ)	平方メートル									
	取得した住宅の床面積×2 取得した住宅の床面積を2倍した面積が1戸について200平方メートルを超える場合においては200平方メートルとする。	(ホ)	平方メートル			(申請と異なる場合はその理由)						
	(ハ) / (ニ) × (ホ) × 3/100		円①									
	①の額と45,000円のいずれか高い方の額		円②									
	既に減額(還付)を受けた額		円③									
	減額(還付)となる額の限度額②-③		円④									
※納付済税額又は徴収猶予税額												
摘要	年月日	決定税額	納付税額	徴収猶予税額								
	・	円	円	円								
	・	円	円	円								
合計		(ヘ) 円	(ト) 円	(チ) 円								
差引き納付すべき額 (ヘ) - (イ) - (ト)				円								
差引き還付すべき額 (ト) - { (ヘ) - (イ) }				円								

(注)この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、判決を経た後は、その判決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、広島県事務取扱規則別記様式第42号の14と複写式に印刷する。

別記様式第五十一号の九及び別記様式第五十一号の十を次のように改める。

納税義務者
住所(所在地)

氏名(名称)

様

広島県 県税事務所長 印

不動産取得税納税義務免除通知書

地方税法第73条の27の4第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあった不動産取得税の納税義務の免除については、次のとおり決定しました。

(イ)免除(還付)すべき額	円	納 税 義 務 者	住 所 (所在地)		
移転した譲渡担保財産の課税標準となつた価格	円		氏 名 (名称)		
譲渡担保財産の設定者から譲渡担保財産の権利者に当該譲渡担保財産を移転した年月日	年 月 日		賦 課 番 号		
譲 渡 担 保 財 産					
譲渡担保財産の権利者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した年月日	年 月 日	所 在 地	構 造 又 は 地 目	種 類	床面積 又は地積 平方メートル
					取得年月日
					備 考
納 付 済 税 額					
摘 要	年 月 日	決定税額(ロ)	納付税額(ハ)	徴収猶予税額(ニ)	
			円	円	(申請と異なる場合はその理由)
			円	円	
			円	円	
合 計		円	円	円	
差引き納付すべき額 (ロ) - (イ) - (ハ)					円
差引き還付すべき額 (ハ) - {(ロ) - (イ)}					円

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
 また、この処分取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分取消しを求める訴えを提起することができます。
 ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

納税義務者
所在地
名称

様

広島県 県税事務所長 印

不動産取得税納税義務免除通知書

地方税法第 73 条の 27 の 5 第 1 項の規定により 年 月 日付けで申請のあつた不動産取得税の納税義務の免除については、次のとおり決定しました。

(イ) 免除(還付)すべき額		円			納税義務者	所在地					
取得した不動産の課税標準となつた価格		円				名称					
再開発会社が当該不動産を譲渡した年月日		年 月 日				賦課番号					
納付済税額又は徴収猶予税額					取得した不動産						
					所在地	家屋番号 又は地番	構造又 は地目	種類	床面積又は 地積 平方メートル	新築(取得) 年月日	備考
摘要	年月日	決定税額	納付税額	徴収猶予税額	(申請と異なる場合はその理由)						
	・	円	円	円							
	・	円	円	円							
合計		(ロ) 円	(ハ) 円	(ニ) 円							
差引き納付すべき額 (ロ) - (イ) - (ハ)		円									
差引き還付すべき額 (ハ) - {(ロ) - (イ)}		円									

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
 また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
 ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第五十一号の十二及び別記様式第五十一号の十三を次のように改める。

納税義務者
所在地
名称

様

広島県 県税事務所長 印

不動産取得税納税義務免除通知書

地方税法第 73 条の 27 の 6 第 1 項の規定により 年 月 日付けで申請のあつた不動産取得税の納税義務の免除については、次のとおり決定しました。

(イ) 免除 (還付) すべき額	円	納税義務者	所在地				
取得した土地の課税標準となった価格	円		名称				
			賦課番号				
取得した土地							
農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人に対し現物出資した年月日	年 月 日	所在地	地番	地目	地積	取得年月日	備考
					平方メートル	・	・
納付済額又は徴収猶予税額		(申請と異なる場合はその理由)					
摘要	年月日	決定税額	納付税額	徴収猶予税額			
	・	円	円	円			
	・	円	円	円			
合計		(ロ) 円	(ハ) 円	(ニ) 円			
差引き納付すべき額 (ロ) - (イ) - (ハ)		円					
差引き還付すべき額 (ハ) - {(ロ) - (イ)}		円					

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
 また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しをを求める訴えを提起することができます。
 ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則別記様式第42号の9と複写式に印刷する。

納税義務者
所在地
名称

様

広島県 県税事務所長 印

不動産取得税納税義務免除通知書

地方税法第 73 条の 27 の 7 第 1 項の規定により 年 月 日付けで申請のあつた不動産取得税の納税義務の免除については、次のとおり決定しました。

(イ) 免除 (還付) すべき額	円	納税義務者	所在地				
取得した換地の課税標準となつた価格	円		名称				
			賦課番号				
取得した換地							
土地改良区が換地を譲渡した年月日	年 月 日	所在地	地番	地目	積	取得年月日	備考
					平方メートル	・	・
納付済税額又は徴収猶予税額		(申請と異なる場合はその理由)					
摘要	年月日	決定税額	納付税額	徴収猶予税額			
	・	円	円	円			
	・	円	円	円			
合計		(ロ) 円	(ハ) 円	(ニ) 円			
差引き納付すべき額 (ロ) - (イ) - (ハ)		円					
差引き還付すべき額 (ハ) - {(ロ) - (イ)}		円					

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を經由して提出して下さい。
 また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
 ただし、①審査請求をした日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とし、広島県税事務取扱規則別記様式第 42 号の 10 と複写式に印刷する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第60号から様式第62号の6まで 削除</p>	<p><u>様式第60号</u> (第39条関係)</p> <p><u>様式第61号</u> (第40条関係)</p> <p><u>様式第61号の2</u> (第40条関係)</p> <p><u>様式第61号の3</u> (第40条関係)</p> <p><u>様式第62号</u> (第41条関係)</p> <p><u>様式第62号の2</u> (第41条関係)</p> <p><u>様式第62号の3</u> (第41条関係)</p> <p><u>様式第62号の4</u> (第41条関係)</p> <p><u>様式第62号の5</u> (第41条関係)</p> <p><u>様式第62号の6</u> (第41条関係)</p>

別記様式第七十八号の二の次に次の十様式を加える。

様式第 79 号 (第 53 条関係)

自動車税環境性能割修正申告書



広島県知事 様

年 月 日

取得の原因 <input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 所有権留保付新規 <input type="radio"/> 課税成り	<input type="radio"/> 買主変更 <input type="radio"/> 自己使用 <input type="radio"/> 所有権の移転	<input type="radio"/> 売 <input type="radio"/> 贈 <input type="radio"/> 交	<input type="radio"/> 買 <input type="radio"/> 与 <input type="radio"/> 換	取得年月日 年 月 日
---	--	---	---	----------------

登録番号	登録年月日 年 月 日	車名	型式	種別 <input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 小型 <input type="radio"/> 大型 <input type="radio"/> 特種 <input type="radio"/> 三輪 <input type="radio"/> 四輪	自・営の別 <input type="radio"/> 自家用 <input type="radio"/> 営業用	用途 <input type="radio"/> 乗用車 <input type="radio"/> トラック(普通 <input type="radio"/> 貨客兼用車 <input type="radio"/> けん引 <input type="radio"/> 被けん引 <input type="radio"/> その他) <input type="radio"/> 貨物兼用車 <input type="radio"/> 幼児専用 <input type="radio"/> バス(一般乗合用 <input type="radio"/> 観光貸切用 <input type="radio"/> スクールバス <input type="radio"/> その他) <input type="radio"/> 特種用途車(救急車 <input type="radio"/> 消防車 <input type="radio"/> 霊柩車 <input type="radio"/> 教習車 <input type="radio"/> 身体障害者装置付 <input type="radio"/> 冷凍冷蔵車 <input type="radio"/> コンクリートミキサー車 <input type="radio"/> じんかい車 <input type="radio"/> クレーン車 <input type="radio"/> その他)
納税義務者	住所 (所在地)	譲渡者 氏名 (名称)	住所 (所在地)			
	フリガナ 氏名 (名称及び代表者の氏名)		氏名 (名称)			
定置場	課税標準額	税額 ①	既に納付の確定した税額 ②	この申告により納付すべき税額 ③ ①-②	延滞金額 ④	
						納付額③+④ 円

誤表示印	収納印
------	-----

誤表示印	収納印
------	-----

(注) ○印のある欄は、該当文字を○で囲んでください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第79号の2 (第53条の2 関係)

広島県知事 様		年 月 日				
受印	住 所 (所在地)		印			
	氏 名 (名称及び 代表者の氏名)					
自動車税環境性能割徴収猶予申告書						
次の自動車の取得に係る自動車税環境性能割については、地方税法第164条第1項の規定の適用があるべきものなので、同条第2項の規定により徴収猶予を申告します。						
登録番号		取得年月日	年 月 日			
納 期 限	年 月 日	徴収猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで			
徴収猶予を受けようとする徴収金の金額	税 額	延滞金額	過少申告 加算金額	不 申 告 加算金額	重加算金額	計
	円	円	円	円	円	円
譲渡担保財産の設定者	住 所 (所在地)					
	氏 名 (名 称)					
担保される債権の履行期限		年 月 日				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第79号の3 (第53条の2 関係)

第 年 月 日 納 税 義 務 者 住 所(所在地) 氏 名(名 称) 様 広 島 県 知 事 印						
自動車税環境性能割徴収猶予通知書 年 月 日付けで申告の自動車税環境性能割に係る徴収金の徴収猶予については、次のとおり徴収猶予します。						
登 録 番 号			取 得 年 月 日	年 月 日		
納 期 限	年 月 日		徴収猶予する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
徴収猶予する 徴収金の金額	税 額	延 滞 金 額	過 少 申 告 加 算 金 額	不 申 告 加 算 金 額	重加算金額	計
	円	円	円	円	円	円
備 考						

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則別記様式第105号の3と複写式に印刷する。

様式第79号の4 (第53条の2 関係)

第 年 月 日 納税義務者 住所(所在地) 氏名(名称) 様 広島県知事 印						
自動車税環境性能割徴収猶予取消し通知書 年 月 日付け通知で徴収猶予した自動車税環境性能割に係る徴収金のうち次の金額を取り消すので、直ちに納付してください。						
登録番号			取得年月日	年 月 日		
納期限	年 月 日		徴収猶予した期間	年 月 日から 年 月 日まで		
徴収猶予した 徴収金の金額	税額	延滞金額	過少申告 加算金額	不申告 加算金額	重加算金額	計
	円	円	円	円	円	円
上記のうち徴収猶予を取り消す金額						
取消しの理由						

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則別記様式第109号の2と複写式に印刷する。

様式第79号の5 (第53条の3 関係)

第 _____ 年 _____ 月 _____ 日						
納税義務者 住所(所在地) 氏名(名称) _____ 様 広島県知事 印						
自動車税環境性能割納付義務免除通知書 の納付義務を免除しない旨の						
_____ 年 _____ 月 _____ 日付け通知で徴収猶予した自動車税環境性能割に係る徴収金について、地方税法第164条第1項の規定により納付義務を免除します。 _____ 該当しないので、納付義務を免除できません。当該徴収金を直ちに納付してください。						
登録番号				取得年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
還付する徴収金の金額	税額	延滞金額	過少申告加算金額	不申告加算金額	重加算金額	計
	円	円	円	円	円	円
免除できない場合はその理由						

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則別記様式第127号の4と複写式に印刷する。

様式第79号の6 (第53条の3 関係)

広島県知事様 住所 (所在地) 氏名 〔名称及び 代表者の氏名〕		年 月 日 (印)				
自動車税環境性能割還付申請書 次の自動車税環境性能割に係る徴収金について、地方税法第164条第6項の規定による還付を申請します。						
登録番号		取得年月日	年 月 日			
納付年月日		年 月 日				
納付した徴収金の金額	税額	延滞金額	過少申告 加算金額	不申告 加算金額	重加算金額	計
	円	円	円	円	円	円
譲渡担保財産の設定者	住所 (所在地)					
	氏名 (名称)					
譲渡担保財産をその設定者へ移転した日		年 月 日				

受付印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第79号の8 (第53条の3 関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受 付 印 </div>	<p style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-bottom: 20px;">広島県知事様</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">住 所 (所在地)</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">氏 名 〔名称及び〕 〔代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">(印)</p> <p style="text-align: center;">自動車税環境性能割 納付義務免除 申請書 還 付</p> <p>次の自動車税環境性能割について、地方税法第165条第1項第2項の規定により納付義務 免除を申請します。</p>		
登録番号		取得年月日	年 月 日
免除される 納付した税額	円	納付年月日	年 月 日
返 還 年 月 日	年 月 日		
譲 渡 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名称)		
返 還 し た 理 由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第79号の9 (第53条の3 関係)

納 税 義 務 者 住 所(所在地) 氏 名(名 称) 様	第 年 月 日		
広島県知事 印			
自動車税環境性能割 納付義務免除 通知書 還 付			
年 月 日付けで申請の自動車税環境性能割の 納付義務の免除、 還 付 については、			
地方税法第165条 第1項 の規定により 納付義務を免除します。 第2項 還付します。			
登 録 番 号		取 得 年 月 日	
免 除 する税額 還 付	円		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則別記様式第127号の5と複写式に印刷する。

様式第79号の10 (第53条の3 関係)

納 税 義 務 者 住 所(所在地) 氏 名(名 称) 様 広 島 県 知 事 印 自動車税環境性能割の納付義務を免除しない旨の通知書 を 還 付 年 月 日付で申請の自動車税環境性能割の 納付義務の免除 については、 還 付 地方税法第 165 条 第 1 項 の規定に該当しないので、 納付義務を免除できません。 第 2 項 還付できません。 当該徴収金を直ちに納付してください。	第 年 月 日		
登 録 番 号		取 得 年 月 日	年 月 日
税 額	円		
免 除 還 付 できない 理 由			

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則別記様式第127号の6と複写式に印刷する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第80号 (第54条の2関係)

(略)	
自動車税課税免除申請書	
広島県税条例第113条の3 <u>第1項第5号</u> <u>第2項ただし書</u> の規定により課税免除の承認の申請をします。	
(略)	
登録番号	
取得年月日	
(略)	
備考 (略)	

様式第79号 (第54条関係)

(略)	
自動車税課税免除申請書	
広島県税条例第114条 <u>第1項ただし書</u> <u>第2項第5号</u> の規定により課税免除の承認の申請をします。	
(略)	
登録番号	
(略)	
備考 (略)	

様式第80号の2 (第54条の2関係) (略)

様式第80号 (第54条関係) (略)

様式第80号の3 (第54条の3関係)

所有権留保自動車に係る自動車税種別割の賦課徴収に関する報告請求書	
(略)	
備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4とし、別記様式第80号の4と複写式に印刷する。	

様式第80号の2 (第54条の2関係)

所有権留保自動車に係る自動車税の賦課徴収に関する報告請求書	
(略)	
備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4とし、別記様式第80号の3と複写式に印刷する。	

様式第80号の4（第54条の3関係）

所有権留保自動車に係る自動車税種別割の賦課徴収に関する報告書

(略)

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4とし、別記様式第80号の3と複写式に印刷する。

様式第80号の5（第54条の4関係）

(略)

自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書

(略)

(注) (略)
備考 (略)

様式第80号の3（第54条の2関係）

所有権留保自動車に係る自動車税の賦課徴収に関する報告書

(略)

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4とし、別記様式第80号の2と複写式に印刷する。

様式第80号の4（第54条の3関係）

(略)

自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書

(略)

(注) (略)
備考 (略)

様式第80号の6 (第54条の4関係)

(略)

自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除承認通知書
不承認

年 月 日付けで申請の自動車税種別割の第二
次納税義務に係る免除については、地方税法第11条の9第2項の
規定により免除します。
に該当しないので免除できません。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

様式第81号 (第55条関係)

(略)

自動車税種別割納税証明書交付申請書

(略)

備考 (略)

第80号の5 (第54条の3関係)

(略)

自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除承認通知書
不承認

年 月 日付けで申請の自動車税の第二次納
税義務に係る免除については、地方税法第11条の9第2項の規定
により免除します。
に該当しないので免除できません。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

様式第81号 (第55条関係)

(略)

自動車税納税証明書交付申請書

(略)

備考 (略)

様式第82号 (第55条関係)

(略) 自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) (略)
備考 (略)

様式第82号の2 (第55条関係)

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) (略)
備考 (略)

様式第82号の3 (第55条関係)

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) (略)
備考 (略)

様式第82号の4 (第55条関係)

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) (略)
備考 (略)

様式第82号 (第55条関係)

(略) 自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) (略)
備考 (略)

様式第82号の2 (第55条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) (略)
備考 (略)

様式第82号の3 (第55条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) (略)
備考 (略)

様式第82号の4 (第55条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) (略)
備考 (略)

様式第82号の5 (第55条関係)

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)
(略)

備考 (略)

様式第82号の5の2 (第55条関係)

自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)
(略)

備考 (略)

様式第82号の5の3 (第55条関係)

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)
(略)

備考 (略)

様式第82号の5 (第55条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)
(略)

備考 (略)

様式第82号の5の2 (第55条関係)

自動車税納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)
(略)

備考 (略)

様式第82号の5の3 (第55条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)
(略)

備考 (略)

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第三条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則別記様式第一号及び附則別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「
年 月 日」に改める。

別記様式第三号、別記様式第八号から別記様式第十号までの様式、別記様式第十一号の二及び別記様式第十二号中「平成 年 月 日」を「
年 月 日」に改める。

別記様式第十四号から別記様式第十五号までの様式中「平成 年 月 日」を「
年 月 日」に改める。

別記様式第二十四号から別記様式第三十号までの様式中「平成 年 月 日」を「
年 月 日」に改める。

別記様式第三十三号及び別記様式第三十四号中「平成 年 月 日」を「
年 月 日」に改める。

別記様式第三十六号の五及び別記様式第三十六号の六中「平成 年 月」を「
年 月」に改める。

別記様式第三十七号中「平成 年 月」を「
年 月」に改める。

別記様式第三十九号中「平成 年 月」を「
年 月」に改める。

別記様式第三十九号の二中「平成 年 月」を「
年 月」に改める。

別記様式第三十九号の三中「平成 年 月」を「
年 月」に改める。

別記様式第三十九号の四中「平成 年 月」を「
年 月」に改める。

別記様式第三十九号の五中「平成 年 月」を「
年 月」に改める。

別記様式第四十号の二中「平成 年 月」を「
年 月」に改める。

別記様式第四十二号の四、別記様式第四十二号の六から別記様式第四十二号の十までの様式、別記様式第四十二号の十三、別記様式第四十二号の十五から別記様式第四十三号までの様式、別記様式第四十六号及び別記様式第五十四号中「平成 年 月 日」を「
年 月 日」に改める。

別記様式第六十一号から別記様式第六十二号までの様式中「平成 年 月」を「
年 月」に改める。

別記様式第六十七号中「平成 年 月 日」を「
年 月 日」に改める。

別記様式第六十八号中「平成 年 月 日」を

平成	年	月	日
----	---	---	---

」を

平成	年	月	日から平成	年	月	日まで
----	---	---	-------	---	---	-----

平成	年	月	日から	年	月	日まで
----	---	---	-----	---	---	-----

る。

別記様式第七十号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式七十九号の二から別記様式第八十一号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第八十一号の四中「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第八十五号中「平成 年度」を「 年度」及び「平成 年 3月 31日」を「 年 3月 31日」及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第九十号、別記様式第九十二号及び別記様式第三百三号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第四百四号及び別記様式第四百四号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五百五号及び別記様式第五百五号の三中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第六百六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第六百六号の二から別記様式第六百九号の二までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第六百一十一号及び別記様式第六百一十二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第六百一十三号、別記様式第六百一十四号、別記様式第六百一十六号及び別記様式第六百一十七号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第六百一十九号の二中「平成 年 月 分」を「 年 月 分」及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第六百一十九号の三から別記様式第六百一十九号の十二までの様式、別記様式第六百一十一号から別記様式第六百二十五号の二までの様式、別記様式第六百二十七号から別記様式

第二百二十七号の八までの様式、別記様式第三百十号から別記様式第三百三十一号の十四までの様式、別記様式第三百三十一号の十八から別記様式第三百三十一号の二十三までの様式及び別記様式第三百三十九号から別記様式第四百十一号までの様式中「㊦」を「㊧」に改める。

別記様式第四百十五号中「㊦」を「㊧」に改める。

別記様式第四百十八号から別記様式第五百十三号までの様式、別記様式第五百五十五号から別記様式第五百五十七号までの様式、別記様式第五百五十七号の九及び別記様式第二百二十八号中「㊦」を「㊧」に改める。

別記様式第二百三十号及び別記様式第二百三十一号中「㊦」を「㊧」に改める。

別記様式第二百二十二号から別記様式第二百四十九号の七までの様式中「㊦」を「㊧」に改める。

第四条 広島県事務取扱規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第一条 県税及び特別法人事業税の賦課徴収に関する事務の取扱については、法令、条例又は他の規則（広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号。以下「会計規則」という。）を除く。）に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（法人の県民税及び事業税の分割基準に係る修正又は決定請求に関する報告等）</p> <p>第七条の三（略）</p> <p>2 県税事務所長は、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第六条の四第二項の規定による届出があつた場合は、別記様式第十一号の二による法人事業税、特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことの報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第八条（課税標準額等の調査手続） 徴税吏員は、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの県民税、事業税若しくは特別法人事業税又は個人の事業税の課税標準額等について、国の税務官署の決定した、又は決定すべき所得金額等を調査する場合には、次の各号に掲げる書類によるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2―4（略）</p>	<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第一条 県税及び地方法人特別税の賦課徴収に関する事務の取扱については、法令、条例又は他の規則（広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号。以下「会計規則」という。）を除く。）に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（法人の県民税及び事業税の分割基準に係る修正又は決定請求に関する報告等）</p> <p>第七条の三（略）</p> <p>2 県税事務所長は、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第六条の四第二項の規定による届出があつた場合は、別記様式第十一号の二による法人事業税、地方法人特別税の更正の請求をする旨の届出があつたことの報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第八条（課税標準額等の調査手続） 徴税吏員は、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの県民税、事業税若しくは地方法人特別税又は個人の事業税の課税標準額等について、国の税務官署の決定した、又は決定すべき所得金額等を調査する場合には、次の各号に掲げる書類によるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2―4（略）</p>

5 徴税吏員は、自動車税の環境性能割について、課税標準額等を調査する場合には、別記様式第四十号による自動車税環境性能割調査書によるものとする。

6・7 (略)

(徴収金の調定及び徴収手続)

第十一条 県税事務所長等は、普通徴収に係る県税について、調定しようとするときは、課税台帳等・調査書・調査簿その他課税資料によつて納税義務者ごとに調査し、次に掲げる決議書によつて決議しなければならない。

一・六 (略)

七 自動車税種別割調定決議書兼調定異動集計書 別記様式第五十八号

八・十一 (略)

2 (略)

一・三 (略)

四 法人県民税・事業税・特別法人事業税調定決議書兼調定明細書 別記様式第六十号の三

五・七 (略)

八 自動車税環境性能割・自動車税種別割納付異動決議書 別記様式第七十三号

3 県税事務所長は、法第五十三条第一項若しくは第三項又は法第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合は、別記様式第六十七号による法人県民税・事業税・特別法人事業税みなす申告決議書によつて調定しなければならない。

4 (略)

一・三 (略)

四 法人県民税・事業税・特別法人事業税更正・決定及び加算金の決定決議書 別記様式第六十八号

五・六 (略)

七 自動車税環境性能割更正・決定決議書 別記様式第七十号の二

八・九 (略)

5 知事は、県たばこ税、自動車税の環境性能割又は産業廃棄物埋立税に係る更正又は決定をした場合において、加算金額があるときは、更正又は決定の通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収するものとする。

6 県税事務所長は、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割並びに法人事業税及び特別法人事業税に係る更正又は決定をした場合において、加算金額があるときは、更正又は決定の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

7・8 (略)

9 県税事務所長等は、条例第百十九条第三項前段の規定に基づき収納印の表示を受けた申

5 徴税吏員は、自動車取得税について、課税標準額等を調査する場合には、別記様式第四十号による自動車取得税調査書によるものとする。

6・7 (略)

(徴収金の調定及び徴収手続)

第十一条 県税事務所長等は、普通徴収に係る県税について、調定しようとするときは、課税台帳等・調査書・調査簿その他課税資料によつて納税義務者ごとに調査し、次に掲げる決議書によつて決議しなければならない。

一・六 (略)

七 自動車税調定決議書兼調定異動集計書 別記様式第五十八号

八・十一 (略)

2 (略)

一・三 (略)

四 法人県民税・事業税・地方法人特別税調定決議書兼調定明細書 別記様式第六十号の三

五・七 (略)

八 自動車取得税・自動車税納付異動決議書 別記様式第七十三号

3 県税事務所長は、法第五十三条第一項若しくは第三項又は法第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合は、別記様式第六十七号による法人県民税・事業税・地方法人特別税みなす申告決議書によつて調定しなければならない。

4 (略)

一・三 (略)

四 法人県民税・事業税・地方法人特別税更正・決定及び加算金の決定決議書 別記様式第六十八号

五・六 (略)

七 自動車取得税更正・決定決議書 別記様式第七十号の二

八・九 (略)

5 知事は、県たばこ税、自動車取得税又は産業廃棄物埋立税に係る更正又は決定をした場合において、加算金額があるときは、更正又は決定の通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収するものとする。

6 県税事務所長は、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割並びに法人事業税及び地方法人特別税に係る更正又は決定をした場合において、加算金額があるときは、更正又は決定の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

7・8 (略)

9 県税事務所長等は、条例第百十九条第三項前段の規定に基づき収納印の表示を受けた申

告書を受理し、同項後段の規定により申告書に納税済印を押印し、条例第六十八條第一項の規定により知事が定める関係書類に納税済印を押印し若しくは合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例（昭和二十七年広島県条例第三十八号）第四條第二項（国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和二十九年広島県条例第四十二号）第二條において準用する場合を含む。）の規定により証紙に検印をしようとするとき又は調定額を減額しようとするときは、次に掲げる決議書によつて調定しなければならない。

一 自動車税環境性能割・自動車税種別割納付（異動）決議書兼調定（異動）集計書
別記様式第七十三号

二 自動車税種別割（証紙徴収分）納付異動決議書
別記様式第七十三号の三

三（略）

10・11（略）

（調定の整理及び収入手続）

第十二条（略）

一―二の八（略）

三 法人県民税・事業税・特別法人事業税調定集計書
別記様式第七十七号

三の二 法人県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税調定異動集計書
別記様式第七十八号

三の三一五（略）

五の二 自動車税種別割調定決議書兼調定異動集計書
別記様式第五十八号

五の三一七（略）

八 自動車税環境性能割調定異動集計書
別記様式第八十一号の四

九 自動車税環境性能割・自動車税種別割納付決議書兼調定集計書
別記様式第七十三号の二

（徴収猶予の手続等）

第十五条 県税事務所長等は、法第十五條第一項若しくは第二項、法第十五條の四第一項、法第五十五條の二第一項本文、法第五十五條の四第一項本文、法第七十二條の三十八の二第一項若しくは第六項、法第七十二條の三十九の二第二項本文、法第七十二條の三十九の四第一項本文、法第七十二條の五十七の二第二項本文、法第七十三條の二十五第一項（法附則第十一條の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、法第七十三條の二十七の二第二項、法第七十三條の二十七の三第二項、法第七十三條の二十七の四第二項（法第七十三條の二十七の五第二項及び法第七十三條の二十七の

告書を受理し、同項後段の規定により申告書に納税済印を押印し、条例第六十八條第一項の規定により知事が定める関係書類に納税済印を押印し若しくは合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和二十七年広島県条例第三十八号）第四條第二項（国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和二十九年広島県条例第四十二号）第二條において準用する場合を含む。）の規定により証紙に検印をしようとするとき又は調定額を減額しようとするときは、次に掲げる決議書によつて調定しなければならない。

一 自動車取得税・自動車税納付（異動）決議書兼調定（異動）集計書
別記様式第七十三号

二 自動車税（証紙徴収分）納付異動決議書
別記様式第七十三号の三

三（略）

10・11（略）

（調定の整理及び収入手続）

第十二条（略）

一―二の八（略）

三 法人県民税・事業税・地方法人特別税調定集計書
別記様式第七十七号

三の二 法人県民税・事業税・地方法人特別税調定異動集計書
別記様式第七十八号

三の三一五（略）

五の二 自動車税調定決議書兼調定異動集計書
別記様式第五十八号

五の三一七（略）

八 自動車取得税調定異動集計書
別記様式第八十一号の四

九 自動車取得税・自動車税納付決議書兼調定集計書
別記様式第七十三号の二

（徴収猶予の手続等）

第十五条 県税事務所長等は、法第十五條第一項若しくは第二項、法第十五條の四第一項、法第五十五條の二第一項本文、法第五十五條の四第一項本文、法第七十二條の三十八の二第一項若しくは第六項、法第七十二條の三十九の二第二項本文、法第七十二條の三十九の四第一項本文、第七十二條の五十七の二第二項本文、法第七十三條の二十五第一項（法附則第十一條の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、法第七十三條の二十七の二第二項、法第七十三條の二十七の三第二項、法第七十三條の二十七の四第二項（法第七十三條の二十七の五第二項及び法第七十三條の二十七の

七第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、法第七十三条の二十七の六第二項、法第六十四條第二項、法第四百四十四條の二十九第一項若しくは埋立税条例第十一條第一項の規定により徴収猶予をするとき又は法第十五條第四項若しくは法第七十二条の三十八の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により徴収猶予の期間延長をするときは、次の各号に掲げる決議書によつてしなければならない。

一―二 (略)

三 自動車税環境性能割徴収猶予決議書 別記様式第百五号の三

四・五 (略)

2 県税事務所長等は、法第十五條第一項若しくは第二項、法第五十五条の二第一項本文、法第五十五条の四第一項本文、法第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、法第七十二条の三十九の二第一項本文、法第七十二条の五十七の二第一項本文、法第四百四十四條の二十九第一項若しくは埋立税条例第十一條第一項の規定により申請され、若しくは法第七十三条の二十五第一項、法第七十三条の二十七の二第二項、法第七十三条の二十七の三第二項、法第七十三条の二十七の四第二項、法第七十三条の二十七の六第二項若しくは法第二百二十五條第二項の規定により申告された徴収猶予を認めないとき、法第十五條第四項若しくは法第七十二条の三十八の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により申請された徴収猶予の期間延長を認めないとき又は法第十五條の三第一項（法第四百四十四條の二十九第二項及び埋立税条例第十一條第三項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二十六第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項、法第七十三条の二十七の四第三項（法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二十七の六第三項並びに法附則第十一條の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、法第六十四條第四項若しくは条例第五十二条の三の二の規定により徴収猶予の取消しをするときは、次の各号に掲げる決議書によつてしなければならない。

一―三 (略)

四 自動車税環境性能割徴収猶予取消し決議書 別記様式第百九号の二

(課税免除等の手続)

第二十二條 県税事務所長等は、条例第一百十三條の三第一項第五号若しくは同条第二項ただし書の規定による承認をし、若しくは承認を

七第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、法第七十三条の二十七の六第二項、法第二百二十五條第二項、法第四百四十四條の二十九第一項若しくは埋立税条例第十一條第一項の規定により徴収猶予をするとき又は法第十五條第四項若しくは法第七十二条の三十八の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により徴収猶予の期間延長をするときは、次の各号に掲げる決議書によつてなければならない。

一―二 (略)

三 自動車取得税徴収猶予決議書 別記様式第百五号の三

四・五 (略)

2 県税事務所長等は、法第十五條第一項若しくは第二項、法第五十五条の二第一項本文、法第五十五条の四第一項本文、法第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、法第七十二条の三十九の二第一項本文、法第七十二条の五十七の二第一項本文、法第四百四十四條の二十九第一項若しくは埋立税条例第十一條第一項の規定により申請され、若しくは法第七十三条の二十五第一項、法第七十三条の二十七の二第二項、法第七十三条の二十七の三第二項、法第七十三条の二十七の四第二項、法第七十三条の二十七の六第二項若しくは法第二百二十五條第二項の規定により申告された徴収猶予を認めないとき、法第十五條第四項若しくは法第七十二条の三十八の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により申請された徴収猶予の期間延長を認めないとき又は法第十五條の三第一項（法第四百四十四條の二十九第二項及び埋立税条例第十一條第三項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二十六第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項、法第七十三条の二十七の四第三項（法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二十七の六第三項並びに法附則第十一條の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、法第二百五條第四項若しくは条例第五十二条の三の二の規定により徴収猶予の取消しをするときは、次の各号に掲げる決議書によつてなければならない。

一―三 (略)

四 自動車取得税徴収猶予取消し決議書 別記様式第百九号の二

(課税免除等の手続)

第二十二條 県税事務所長等は、条例第一百四十一條第一項ただし書若しくは同条第二項第五号の規定による承認をし、若しくは承認をしな

しない旨の決定をするとき、法第十一条の九第二項の規定による第二次納税義務に係る納付の義務の免除をし、若しくは免除をしない旨の決定をするとき又は法第四十四条の第三十第一項若しくは法第四十四条の第三十一第四項（法附則第十二条の七第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による納入の免除をし、若しくは納入の免除をしない旨の決定をするときは、次の各号に掲げる決議書によつてしなければならない。

一 自動車税種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除承認（不承認）決議書 別記様式第二百五号の二

三・四（略）

2 総務局税務課長は、県税規則第五十三条の規定によつて通知をしようとするときは、次の各号に掲げる決議書によつて決議しなければならない。

一 自動車税環境性能割還付（を還付しない旨の）決議書 別記様式第二百二十七号の三

二 自動車税環境性能割納付義務免除（の納付義務を免除しない旨の）決議書 別記様式第二百二十七号の四

三 自動車税環境性能割納付義務免除（還付）決議書 別記様式第二百二十七号の五

四 自動車税環境性能割の納付義務を免除（を還付）しない旨の決議書 別記様式第二百二十七号の六

3・4（略）

2 二十六条（徴収金の領収手続等）

第二十六条 分任出納員たる徴税吏員において発行する徴収金又は歳入歳出外現金（納付納入受託証券取立費用を除く。以下この条及び次条において同じ。）の領収証書の様式は、別記様式第三百三十九号又は別記様式第四百十号によるものとする。この場合において、歳入歳出外現金（特別法人事業税及び地方人特別税を除く。）については、当該領収証書用紙欄外に「歳入歳出外現金」と記載して領収するものとする。

2-11（略）

二十九条（会計規則との調整等）

2・3（略）

4 県税事務所長は、前二項に規定する場合において、特別法人事業税に係る過誤納金等を還付し、若しくは未納に係る徴収金に充当し、又は還付加算金を支払い、若しくは当該金額を未納に係る徴収金に充当するために払出しをしようとする場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める文書を出納員に交付して、その払出しを命

い旨の決定をするとき、法第十一条の九第二項の規定による第二次納税義務に係る納付の義務の免除をし、若しくは免除をしない旨の決定をするとき又は法第四十四条の第三十第一項若しくは法第四十四条の第三十一第四項（法附則第十二条の七第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による納入の免除をし、若しくは納入の免除をしない旨の決定をするときは、次の各号に掲げる決議書によつてしなければならない。

一 自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除承認（不承認）決議書 別記様式第二百五号の二

三・四（略）

2 総務局税務課長は、県税規則第四十一条の規定によつて通知をしようとするときは、次の各号に掲げる決議書によつて決議しなければならない。

一 自動車取得税還付（を還付しない旨の）決議書 別記様式第二百二十七号の三

二 自動車取得税納付義務免除（の納付義務を免除しない旨の）決議書 別記様式第二百二十七号の四

三 自動車取得税還付（納付義務免除）決議書 別記様式第二百二十七号の五

四 自動車取得税を還付（の納付義務を免除）しない旨の決議書 別記様式第二百二十七号の六

3・4（略）

2 二十六条（徴収金の領収手続等）

第二十六条 分任出納員たる徴税吏員において発行する徴収金又は歳入歳出外現金（納付納入受託証券取立費用を除く。以下この条及び次条において同じ。）の領収証書の様式は、別記様式第三百三十九号又は別記様式第四百十号によるものとする。この場合において、歳入歳出外現金（地方法人特別税を除く。）については、当該領収証書用紙欄外に「歳入歳出外現金」と記載して領収するものとする。

2-11（略）

二十九条（会計規則との調整等）

2・3（略）

4 県税事務所長は、前二項に規定する場合において、地方法人特別税に係る過誤納金等を還付し、若しくは未納に係る徴収金に充当し、又は還付加算金を支払い、若しくは当該金額を未納に係る徴収金に充当するために払出しをしようとする場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める文書を出納員に交付して、その払出しを命

令又は通知しなければならない。

一・二 (略)

5-13 (略)

(徴収嘱託及び受託手続等)
第三十二条 (略)

2-10 (略)

11 前各項の規定は、総務局税務課長が、県税規則第五十三条の四の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金の滞納処分を行う徴税吏員（総務局税務課に勤務する者を除く。）に、滞納がある旨を通知し、又は当該徴税吏員が徴収した徴収金を処理する手続について準用する。この場合において、第七項中「歳入歳出外現金」とあるのは、「歳入金」と読み替えるものとする。

12-17 (略)

附則

(東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等の取得に係る自動車税の還付の手続)

4 (略)

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等の手続

51 法附則第二十九条の九及び第二十九条の十三の規定により、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収等の例により行うものとされる軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等に関する事務に係る様式は、別記様式第四十号、別記様式第七十号の二、別記様式第七十三号、別記様式第七十三号の二、別記様式第八十一号の四、別記様式第一百五号の三、別記様式第九号の二、別記様式第二百二十七号の三、別記様式第二百二十七号の四、別記様式第二百二十七号の五及び別記様式第二百二十七号の六の様式によるものとする。この場合、「自動車税環境性能割」とあるのは、「軽自動車税環境性能割」と、「登録番号」とあるのは、「車両番号」と読み替えるものとする。

(東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等の取得に係る軽自動車税の環境性能割の還付の手続)

61 総務局税務課長は、県税規則附則第九条第二項の規定によつて通知をしようとするときは、附則別記様式第三号の決議書によつて決議しなければならない。

令又は通知しなければならない。

一・二 (略)

5-13 (略)

(徴収嘱託及び受託手続等)
第三十二条 (略)

2-10 (略)

11 前各項の規定は、総務局税務課長が、県税規則第四十二条の規定により自動車取得税に係る徴収金の滞納処分を行う徴税吏員（総務局税務課に勤務する者を除く。）に、滞納がある旨を通知し、又は当該徴税吏員が徴収した徴収金を処理する手続について準用する。この場合において、第七項中「歳入歳出外現金」とあるのは、「歳入金」と読み替えるものとする。

12-17 (略)

附則

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税又は自動車税の還付の手続)

4 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

附則別記様式第1号 (附則第4項関係)

自動車税環境性能割 還 付 決議書
を還付しない旨の

(略)

年 月 日付けで申請のあつた自動車税環境性能割に係る徴収金については、広島県税条例附則第18条の2の3第2項の規定により還付する。
の規定に該当しないので還付しない。

登録番号

(略)

(略)

(略)

備考 (略)

改正前

附則別記様式第1号 (附則第4項関係)

自動車取得税 還 付 決議書
を還付しない旨の

(略)

年 月 日付けで申請のあつた自動車取得税に係る徴収金については、広島県税条例附則第14条の5第2項の規定により還付する。
の規定に該当しないので還付しない。

登録番号又は車両番号

(略)

(略)

(略)

備考 (略)

附則別記様式第2号 (附則第4項関係)

自動車税種別割 <u>還</u> <u>付</u> 決議書 <u>を還付しない旨の</u>			
(略)			
年 月 日付で申請のあつた自動車税種別割に係る 徴収金については、広島県税条例附則第18条の3の3第2項 <small>の規</small> <small>の規</small> 定により還付する。 定に該当しないので還付しない。			
<u>登録番号</u>		(略)	(略)
(略)			
備考 (略)			

附則別記様式第2号 (附則第4項関係)

自動車税 <u>還</u> <u>付</u> 決議書 <u>を還付しない旨の</u>			
(略)			
年 月 日付で申請のあつた自動車税に係る徴収金 については、広島県税条例附則第18条の2第2項 <small>の規定により</small> <small>の規定に該当</small> 還付する。 しないので還付しない。			
<u>登録番号又は車両番号</u>		(略)	(略)
(略)			
備考 (略)			

附則別記様式第二号の次に次の様式を加える。

附則別記様式第3号（附則第6項関係）

軽自動車税環境性能割 還 付 決議書
 を還付しない旨の

決裁者				通知番号	第 号	
				通知年月日	年 月 日	
住所（所在地）				起案年月日	担当者	公印の 押印承認
氏名（名称）				・	・	
決 裁 日 付 印				施 行 日 付 印		
・	・			・	・	
年 月 日付けで申請のあつた軽自動車税環境性能割に係る徴収金については、地方税法附則第57条第4項の規定により還付する。 の規定により還付する。 の規定に該当しないので還付しない。						
車 両 番 号				取得年月日	年 月 日	
還付する徴 収金の金額	税 額	延滞金額	過少申告 加算金額	不 申 告 加算金額	重加算金額	計
	円	円	円	円	円	円
還付しない場 合はその理由						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則附則別記様式第21号と複写式に印刷する。

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第十一号の二を次のように改める。

様式第11号の2 (第7条の3関係)

年 月 日 広島県知事様 県税事務所長 法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことの報告書 地方税法第72条の48の2第4項の規定により、次のとおり報告します。								
届出があつた年月日				年 月 日				
届出をした法人	名称							
	主たる事務所又は事業所の所在地							
	法人番号							
事業年度			年 月 日から 年 月 日まで					
事務所又は事業所の所在地	区分	更正の請求前			更正の請求後			更正後の県民税分割課税標準額
		分割基準	分割課税標準額	税額	分割基準	分割課税標準額	税額	
	法人事業税	所得割		円	円		円	円
		付加価値割						
		資本割						
		収入割						
	特別法人事業税	/				/		
	法人事業税	所得割						
		付加価値割						
		資本割						
		収入割						
	特別法人事業税	/				/		
	法人事業税	所得割						
		付加価値割						
		資本割						
		収入割						
	特別法人事業税	/				/		
	法人事業税	所得割						
		付加価値割						
		資本割						
		収入割						
	特別法人事業税	/				/		
分割基準に誤りを生じた事情の詳細								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第44号の6及び別記様式第44号の7と複写式に印刷する。

別記様式第四十号を次のように改める。

様式第 40 号 (第 8 条関係)

自動車税環境性能割調査書

登録番号		登録(届出)年月日		初度登録年又は年式		取得の原因	
車名	型式	類別区分番号	車台番号	乗車定員		用途	
				積載量			
納税義務者の住所(所在地)			譲渡者の住所(所在地)				
納税義務者の氏名(名称)			譲渡者の氏名(名称)				
区分	取得価額	左のうち課税対象外の額	課税標準額	税額	所有者		
申告(更正・決定)分					添付書類		
調査分				期限後(修正)申告年月日	更正・決定年月日		

調査事項

調査年月日	調査の明細	調査員

課税対象外の額の明細

品名	数量	金額	照合	品名	数量	金額	照合

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第四十二号及び別記様式第四十二号の二を次のように改める。

様式第42号（第8条，第11条関係）

不動産取得税再調査決定決議書（原始取得分）

決 裁 者		調定年月日		減額通知番号	第	号	公印押印承認
		. .		市町通知年月日	年	月	日
				再調査年月日	. .	調査員	
審査請求年月日	再調査決定年月日	取得年月日	取得原因	構造種類	取得者	住所 (所在地)	
.					氏名 (名称)	
県 税	納税通知書番号	賦課番号	減額理由	減額申請年月日	建床面積	平方メートル	延床面積
							平方メートル
					家屋の所在地		
区分	項目	決定価格 (円)	特例コード1	特例控除額 1 (円)	特例コード2	特例控除額 2 (円)	
	当 初						
	更 正						
	差引増減						
区分	項目	住宅控除額 (円)	課税標準額 (円)	税 額 (円)			
	当 初						
	更 正						
	差引増減						
	摘 要						

備考 用紙の大きさは，日本産業規格A列4とする。

不動産取得税再調査決定決議書 (承継取得分)

決裁者		調定年月日	審査請求年月日	再調査決定年月日	減額通知番号	第	号	公印押印承認
		・	・	・	減額通知年月日	年	月	日
					再調査年月日	・	・	調査員
不動産の所在地		地目又は構造	種類	取得者	住所 (所在地)			
					氏名 (名称)			
地積又は床面積	用途	固定資産課税台帳に登録された価格		取得原因	取得年月日	前所有者	住所 (所在地)	
平方メートル							氏名 (名称)	
県税	納税通知書番号	賦課番号	減額理由	減額申請年月日		摘要		
区分	項目	決定価格 (円)		特例コード1	特例控除額 1 (円)		特例コード2	特例控除額 2 (円)
	当初							
	更正							
	差引増減							
区分	項目	住宅控除額 (円)		課税標準額 (円)		税額 (円)		
	当初							
	更正							
	差引増減							
(更正理由)								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記様式第四十二号の四を次のように改める。

				決裁者				減額通知番号	第	号	
								減額通知年月日	年	月	日
								再調査年月日	・	・	調査員
県税	納税通知書番号	賦課番号	減額理由	減額申請年月日	処理年月日	減額調定	・	・	決裁	・	・
						原簿等	・	・	年月日	公印の 押印認 承	

区分	項目	決定価格(円)	特例コード1	特例控除額1(円)	特例コード2	特例控除額2(円)
	当初					
	更正					
	差引増減					

区分	項目	住宅控除額(円)	課税標準額(円)	税額(円)
	当初			
	更正			
	差引増減			

(イ)減額(還付)すべき額		円										
減額(還付)すべき額の算式	取得した土地に係る不動産取得税の課税標準となった価格	(ロ) 円	納税義務者	住所(所在地)								
	(ロ)の土地の面積	(ハ) 平方メートル		氏名(名称)								
	取得した住宅の床面積×2 (取得した住宅の床面積を2倍した面積が一戸について200平方メートルを超える場合においては200平方メートルとする。)	(ニ) 平方メートル	不動産取得税の課税標準となった土地									
	$\frac{(ロ)}{(ハ)} \times (ニ) \times \frac{3}{100}$	円①	所在地	地目	地積	取得年月日	取得原因	備考				
①の額と45,000円のいずれか高い方の額	円②			平方メートル								
既に減額(還付)を受けた額	円③											
減額(還付)となる額の限度額 ②-③	円④											
納付済税額												
摘要	年月日	決定税額(ホ)	納付税額(ヘ)	徴収猶予税額(ト)								
			円	円								
			円	円								
			円	円								
合計		円	円	円	取得した住宅	住宅を新築(取得)した者	住所氏名					(申請と異なる場合はその理由)
差引き納付すべき額 (ホ)-(イ)-(ヘ)		円				新築年月日	年月日					
差引き還付すべき額 (ヘ)-{(ホ)-(イ)}		円				取得年月日	年月日					
						床面積	平方メートル					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第四十二号の六を次のように改める。

様式第42号の6 (第8条, 第11条関係)

不動産取得税再調査決定決議書(譲渡担保財産の取得分)

					決裁者				免除通知番号	第	号
									免除通知年月日	年 月 日	
									再調査年月日	・ ・	調査員
県 税	納税通知書番号	賦課番号	免除理由	免除申請年月日	処 理 年 月 日	減額調定	・ ・		決 裁 年 月 日	・ ・	公印の 押 印 承 認
						原簿等	・ ・				

区分	項目	決定価格(円)	特例コード1	特例控除額1(円)	特例コード2	特例控除額2(円)
	当 初					
	更 正					
	差引増減					

区分	項目	住宅控除額(円)	課税標準額(円)	税 額(円)
	当 初			
	更 正			
	差引増減			

(イ) 免除(還付)すべき額	円		納税義務者	住 所 (所在地)							
移転した譲渡担保財産の課税標準となった価格	円			氏 名 (名 称)							
譲渡担保財産の設定者から譲渡担保財産の権利者に当該譲渡担保財産を移転した年月日	年 月 日		譲 渡 担 保 財 産								
	所 在 地	構 造 又 目	種 類	床 面 積 又 は 地 積	取得年月日	備 考					
譲渡担保財産の権利者から譲渡担保財産の権利者に当該譲渡担保財産を移転した年月日	年 月 日			平方メートル							
納 付 済 税 額											
摘 要	年 月 日	決定税額(ロ)	納付税額(ハ)	徴収猶予税額(ニ)	(申請と異なる場合はその理由)						
			円	円							
			円	円							
			円	円							
合 計		円	円	円							
差引き納付すべき額 (ロ)-(イ)-(ハ)		円									
差引き還付すべき額 (ハ)-{(ロ)-(イ)}		円									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第42号の8 削除</p>	<p>様式第42号の8 (第8条, 第11条関係)</p>

別記様式第四十二号の十四を次のように改める。

様式第42号の14（第8条，第11条関係）

不動産取得税再調査決定決議書(買取再販)

決裁者		減額通知番号		第 号	
		減額通知年月日		年 月 日	
		再調査年月日		. . . 調査員	
県 税	納税通知書番号	賦課番号	減額理由	減額申請年月日	処 理 年 月 日
					減 額 調 定 原 簿 等
					決 裁 年 月 日
					. . . 公印の 押 承 認

区分	項目	決定価格(円)	特例コード1	特例控除額1(円)	特例コード2	特例控除額2(円)
	当 初					
	更 正					
	差引増減					

区分	項目	住宅控除額(円)	課税標準額(円)	税 額(円)
	当 初			
	更 正			
	差引増減			

(イ)減額(還付)すべき額		円							
減額(還付)すべき額の算式	住宅	取得した改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額 (ロ) × 3/100	(ロ)	納税義務者					
				住 所 (所在地)					
	土地	取得した土地に係る不動産取得税の課税標準となった価格 (ハ) の土地の面積 取得した住宅の床面積×2 (取得した住宅の床面積を2倍した面積が1戸について200平方メートルを超える場合においては200平方メートルとする。)	(ハ)	不動産取得税の課税標準となった家屋又は土地					
		(ハ) / (ニ) × (ホ) × 3/100		所 在 地	構 造 又 は 地 目	面 積 又 は 地 積	取 得 年 月 日	取 得 原 因	備 考
		①の額と45,000円のいずれか高い方の額		(申請と異なる場合はその理由)					
		既に減額(還付)を受けた額							
		減額(還付)となる額の限度額②-③							
納 付 済 税 額									
摘 要	年 月 日	決 定 税 額 (ヘ)	納 付 税 額 (ト)	徴 収 猶 予 税 額 (チ)					
			円	円					
			円	円					
			円	円					
合 計		円	円	円					
差引き納付すべき額 (ヘ)-(イ)-(ト)				円					
差引き還付すべき額 (ト)-{(ヘ)-(イ)}				円					

備考 用紙の大きさは，日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第42号の15 削除</p>	<p>様式第42号の15 (第8条, 第11条関係)</p>

別記様式第五十八号を次のように改める。

別記様式第六十号の三を次のように改める。

別記様式第六十七号及び別記様式第六十八号を次のように改める。

法人 県民税 事業税 ・ 特別法人事業税 みなす申告決議書

所在地

決裁者		担当者

法人名

様

起案年月日	年 月 日
調定年月日	年 月 日

県 税	管 理 番 号
決議年月日	年 月 日

事業年度又は連結事業年度 年 月 日から 年 月 日まで

事 業 税		県 民 税	
前事業年度の事業税額 ⑦	円	前事業年度又は前連結 事業年度の法人税割額 ①	円
月 数 換 算 (前事業年度の月数) ⑧	$\frac{6}{()}$	法人税割 月数換算(前事業年度又は 前連結事業年度の月数) ②	$\frac{6}{()}$
所得割	前事業年度の所得割額 ⑨	納付すべき法人税割額 ①×② ③	円
	納付すべき所得割額 ⑨×⑧ ⑩	均 等 割	事務所等を有していた月数 ④
付加価値割	前事業年度の付加価値割額 ⑪	納付すべき均等割額 円×④/12 ⑤	円
	納付すべき付加価値割額 ⑪×⑧ ⑫	納付すべき県民税額 ③+⑤ ⑥	円
資本割	前事業年度の資本割額 ⑬		
	納付すべき資本割額 ⑬×⑧ ⑭		
収入割	前事業年度の収入割額 ⑮		
	納付すべき収入割額 ⑮×⑧ ⑯		
事業税 特別法人	前事業年度の特別法人事業税額 ⑰		
	納付すべき特別法人事業税額 ⑰×⑧ ⑱		
納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ⑩+⑫+⑭+⑯+⑱ ⑲		納付すべき合計税額 ⑥+⑲ ⑳	円

県 民 税 ① 欄 の 算 出 基 礎	法人税法の規定によって計算した法人税額のうち使途秘匿金税額等	⑳		
	課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額	㉑		
	分割法人における課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額	㉒		
	法人税割額	$㉒ \text{ 又は } ㉓ \times \frac{100}{100}$	㉔	
	外国の法人税額等の額の控除額	㉕		
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	㉖		
	利子割額の控除額	㉗		
	租税条約の実施に係る法人税額の控除額	㉘		
	納付すべき法人税割額	㉙		
	㉙のうち使途秘匿金税額等に係る法人税額	非分割法人	$㉙ \times \frac{100}{100}$	㉚
		分割法人	$㉙ \times \frac{㉑}{㉒}$	
差引法人税割額	$㉙ - ㉚$	㉛		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第七十号の二を次のように改める。

様式第 70 号の 2 (第 11 条関係)

自動車税環境性能割更正・決定決議書

決裁者	

住 所 (所在地)	起 案		公印の押印承認	
氏 名 (名称)	決 裁 年 月 日		更 正 ・ 決 定 通 知 年 月 日	
	
登 録 番 号	取 得 年 月 日	法 定 納 期 限	申 告 年 月 日 (決定年月日)	修 正 申 告 年 月 日 (更正年月日)

区 分	既 に 確 定 し た 額	更 正 ・ 決 定 額	増 減 額	
課 税 標 準 額	円	円	円	
税 額	円	円	円	
加 算 金	加算金の算出基礎額	円	円	円
	過少申告加算金額	円	円	円
	不申告加算金額	円	円	円
	重 加 算 金 額	円	円	円
更 正 ・ 決 定 納 期 限	加 算 金 の 計 算 欄		納 付 場 所	
年 月 日	$\times \frac{\quad}{100} =$			
更 正 ・ 決 定 の 理 由				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とし、県税規則別記様式第 10 号の 5 と複写式に印刷する。

別記様式第七十三号から別記様式第七十三号の三までを次のように改める。

様式第 73 号の 2 (第 12 条関係)

調定年月日
. .

自動車税環境性能割・自動車税種別割納付決議書兼調定集計書

決裁者		担当者

区分	内 訳	自動車税種別割					自動車税環境性能割					合 計		
		件数	調定税額	納付税額	過納額	未納額	件数	課税標準額	調定税額	納付税額	過納額	未納額	税額計	納付税額
広島														
		小計 A												
福山														
	小計 B													
	USA C													
	銀行戻入													
	合計 A+B+C													

備考 用紙の大きさは、縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

別記様式第七十七号及び別記様式第七十八号を次のように改める。

様式第 77 号 (第 12 条関係)

その 1

法人 県民税 事業税 ・ 特別法人事業税 調定集計書

県 税	調定年月日	決裁者	起案年月日	担当者	出納員
			・		

区 分		法人県民税		法人事業税		特別法人事業税		過少申告 加算金		不申告 加算金		重加算金	
		税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
本 年	非 分 割												
	県内分割												
	県外分割												
	計												
過 年	非 分 割												
	県内分割												
	県外分割												
	計												
計	非 分 割												
	県内分割												
	県外分割												
	合 計												

区 分		法人県民税		法人事業税		特別法人事業税		過少申告 加算金		不申告 加算金		重加算金	
		税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
	滞 繰 減												
	調 定 外 減												
	合 計												

備考 用紙の大きさは、縦 27.9 センチメートル、横 36.8 センチメートルとする。

様式第 77 号 (第 12 条関係)

その 2

法人 県民税 事業税 ・ 特別法人事業税 調定集計書

県 税	調定年月日	決裁者	起案年月日	担当者	出納員
			・		

区 分	法 人 事 業 税								特 別 法 人 事 業 税			
	所得割		付加価値割		資本割		収入割		所得割		収入割	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
本 年	非 分 割											
	県内分割											
	県外分割											
	計											
過 年	非 分 割											
	県内分割											
	県外分割											
	計											
計	非 分 割											
	県内分割											
	県外分割											
	合 計											

区 分	法 人 事 業 税								特 別 法 人 事 業 税			
	所得割		付加価値割		資本割		収入割		所得割		収入割	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
滞 繰 減												
調 定 外 減												
合 計												

備考 用紙の大きさは、縦 27.9 センチメートル、横 36.8 センチメートルとする。

様式第 78 号 (第 12 条関係)
その 1

法人 県民税 特別法人事業税 調定異動集計書

県 税	調定年月日	決裁者	起案年月日	担当者	出納員
			・		

区 分	法人県民税		法人事業税		特別法人事業税		過少申告 加算金		不申告 加算金		重加算金	
	増減差税額	件数	増減差税額	件数	増減差税額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
本年	非 分 割											
	県 内 分 割											
	県 外 分 割											
	計											
過 年	非 分 割											
	県 内 分 割											
	県 外 分 割											
	計											
計	非 分 割											
	県 内 分 割											
	県 外 分 割											
	合 計											

区 分	法人県民税		法人事業税		特別法人事業税		過少申告 加算金		不申告 加算金		重加算金	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
滞 繰 減												
調 定 外 減												
合 計												

備考 用紙の大きさは、縦 27.9 センチメートル、横 36.8 センチメートルとする。

様式第 78 号 (第 12 条関係)
その 2

法人 県民税 ・ 特別法人事業税 調定異動集計書

県 税	調定年月日	決裁者	起案年月日	担当者	出納員
			・	・	

区 分	法 人 事 業 税								特 別 法 人 事 業 税			
	所得割		付加価値割		資本割		収入割		所得割		収入割	
	増減差 税 額	件数	増減差 税 額	件数	増減差 税 額	件数	増減差 税 額	件数	増減差 税 額	件数	増減差 税 額	件数
本 年	非 分 割											
	県内分割											
	県外分割											
	計											
過 年	非 分 割											
	県内分割											
	県外分割											
	計											
計	非 分 割											
	県内分割											
	県外分割											
	合 計											

区 分	法 人 事 業 税								特 別 法 人 事 業 税			
	所得割		付加価値割		資本割		収入割		所得割		収入割	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
滞 繰 減												
調 定 外 減												
合 計												

備考 用紙の大きさは、縦 27.9 センチメートル、横 36.8 センチメートルとする。

別記様式第八十一号の四を次のように改める。

様式第 81 号の 4 (第 12 条関係)

決裁者		起 案	調定年月日	会計管理者	更正・決定納期限	・	・
		・	・		更正・決定通知書発付	・	・

自動車税環境性能割調定異動集計書

年度 月分

区 分	申 告 分						更 正 ・ 決 定 分					
	前回までの調定累計		今 回 調 定		調 定 累 計		前回までの調定累計		今 回 調 定		調 定 累 計	
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
税 額												
過少申告加算金												
不申告加算金												
重加算金												

区 分	前回までの調定累計額	今 回 調 定 額	調 定 累 計 額
税 額			
過 少 申 告 加 算 金			
不申告加算金			
重 加 算 金			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第八十三号を次のように改める。

様式第 83 号 (第 13 条関係)

その 1

県 税 調 定 収 入 済 額 調

年度

年 月 日現在

税目		区分		予算(決算見込額) 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不欠損額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率		予算(決算見込)に対する進ちょく率		前年同期比率						
												本年 %	前年 %	本年 %	前年 %	調定		収入				
																本年 %	前年 %	本年 %	前年 %			
県民税	個人	均等割	現滞計										・	・	・	・	・	・	・	・	個 県 配 当	
		所得割	現滞計											・	・	・	・	・	・	・		・
		配当割	現滞計											・	・	・	・	・	・	・		・
	法人	株式等譲渡所得割	現滞計											・	・	・	・	・	・	・	・	譲 渡 所 小 計
		計	現滞計											・	・	・	・	・	・	・	・	
		法人	現滞計											・	・	・	・	・	・	・	・	
税	利子割	現滞計											・	・	・	・	・	・	・	・	利 子 小 計	
	計	現滞計											・	・	・	・	・	・	・	・		
	法人	現滞計											・	・	・	・	・	・	・	・		
事業税	個人	現滞計											・	・	・	・	・	・	・	・	個 事 法 事 小 計	
	法人	現滞計											・	・	・	・	・	・	・	・		
	計	現滞計											・	・	・	・	・	・	・	・		
法人二税	現滞計												・	・	・	・	・	・	・	・		
地方消費税	譲渡割												・	・	・	・	・	・	・	・	譲 貨 計	
	貨物割												・	・	・	・	・	・	・	・		
	計												・	・	・	・	・	・	・	・		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 又は縦 27.9 センチメートル、横 36.8 センチメートルとする。

その2

年度

年 月 日現在

税目	区分	予算(決算見込額) 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不欠損額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率		予算(決算見込)に対する進捗率		前年同期比率				
										本年%	前年%	本年%	前年%	調定		収入		
														本年%	前年%	本年%	前年%	
不動産取得税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	不動産
県たばこ税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	たばこ
ゴルフ場利用税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	ゴルフ
自動車税 自環境性能割	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	自環境
軽油引取税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	軽油
自動車税 自種別割	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	自種別
鉦区税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	鉦区
狩猟税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	狩猟
産業廃棄物 埋立税	現滞計									・	・	・	・	・	・	・	・	産廃

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4又は縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

その3

年度

年 月 日現在

税目	区分	予算(決算見込額) 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不欠損額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率		予算(決算見込)に対する進捗率		前年同期比率					
										本年%	前年%	本年%	前年%	調定		収入			
														本年%	前年%	本年%	前年%		
旧法による税	自動車税									・	・	・	・	・	・	・	・	・	自取
	自動車税									・	・	・	・	・	・	・	・	・	自動車
	計									・	・	・	・	・	・	・	・	計	
合	計									・	・	・	・	・	・	・	・	・	合計

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4又は縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

県 税 税 外 調 定 収 入 済 額 調

年 月 日現在

年度 税目	区分	予算(決算見込)額 千円	本月調定額 円	調定累計額 円	本月収入額 円	収入累計額 円	過誤納額 円	不 欠 損 額 円	納 額 円	収入未済額 円	調定に対する収入率		予算(決算見込)に対する進捗率		前年同期比率				
											本年 %	前年 %	本年 %	前年 %	調 定		収 入		
															本年 %	前年 %	本年 %	前年 %	
	延滞金										延滞金
	過少申告金 現滞計										過少
	不加申告金 現滞計										不申
	重加算金 現滞計										重加
	滞納処分費										処分
	計										計
	総合計										総計

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4又は縦27.9センチメートル、横36.8センチメートルとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第105号の3 (第15条関係)

自動車税環境性能割徴収猶予決議書

(略)

年 月 日付で申告の自動車税環境性能割に係る徴収金の徴収猶予については、次のとおり徴収猶予する。

登録番号		(略)	
(略)			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第79号の3と複写式に印刷する。

様式第109号の2 (第15条関係)

自動車税環境性能割徴収猶予取消し決議書

(略)

年 月 日付で申告の自動車税環境性能割に係る徴収金のうち次の金額を取り消す。

登録番号		(略)	
(略)			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第79号の4と複写式に印刷する。

改正前

様式第105号の3 (第15条関係)

自動車取得税徴収猶予決議書

(略)

年 月 日付で申告の自動車取得税に係る徴収金の徴収猶予については、次のとおり徴収猶予する。

登録番号又は車両番号		(略)	
(略)			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第61号の2と複写式に印刷する。

様式第109号の2 (第15条関係)

自動車取得税徴収猶予取消し決議書

(略)

年 月 日付で申告の自動車取得税に係る徴収金のうち次の金額を取り消す。

登録番号又は車両番号		(略)	
(略)			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第61号の3と複写式に印刷する。

様式第125号（第22条関係）

自動車税課税免除決議書
（略）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第80号の2と複写式に印刷する。

様式第125号の2（第22条関係）

自動車税種別割の第二次納税義務免除 承認
不承認 決議書

（略）

年 月 日付けで申告のあつた自動車税種別割の第二次納税義務に係る免除については、地方税法第11条の9第2項の規定により免除する。
に該当しないので免除しない。

（略）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第80号の6と複写式に印刷する。

様式第125号（第22条関係）

自動車税課税免除決議書
（略）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第80号と複写式に印刷する。

様式第125号の2（第22条関係）

自動車税の第二次納税義務免除 承認
不承認 決議書

（略）

年 月 日付けで申告のあつた自動車税の第二次納税義務に係る免除については、地方税法第11条の9第2項の規定により免除する。
に該当しないので免除しない。

（略）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第80号の5と複写式に印刷する。

様式第127号の3（第22条関係）

自動車税環境性能割 <u>還</u> _____ <u>付</u> を還付しない旨の <u>決議書</u>			
(略)			
年 月 日付で申請のあつた自動車税環境性能割 に係る徴収金については、地方税法第164条第6項の規定によ り還付する。第1項の規定に該 当しないので還付しない。			
登録番号		(略)	
(略)			
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記 様式第79号の7と複写式に印刷する。			

様式第127号の3（第22条関係）

自動車取得税 <u>還</u> _____ <u>付</u> を還付しない旨の <u>決議書</u>			
(略)			
年 月 日付で申請のあつた自動車取得税に係る 徴収金については、地方税法第125条第6項の規定により還付 する。第1項の規定に該当しな いので還付しない。			
登録番号又 は車両番号		(略)	
(略)			
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記 様式第62号の2と複写式に印刷する。			

第127号の4（第22条関係）

自動車税環境性能割 納付義務免除
の納付義務を免除しない旨の決議書

(略)

年 月 日付け通知で徴収猶予した自動車税環境性能割に係る徴収金については、地方税法第164条第1項の規定により納付義務を免除する。
該当しないので、納付義務を免除しない。

登録番号

(略)

(略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第79号の5と複写式に印刷する。

第127号の4（第22条関係）

自動車取得税 納付義務免除
の納付義務を免除しない旨の決議書

(略)

年 月 日付け通知で徴収猶予した自動車取得税に係る徴収金については、地方税法第125条第1項の規定に
より納付義務を免除する。
該当しないので、納付義務を免除しない。

登録番号又は車両番号

(略)

(略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第62号の3と複写式に印刷する。

第127号の5（第22条関係）

自動車税環境性能割 <u>納付義務免除</u> <u>還付</u> 決議書			
(略)			
年 月 日付けで申請の自動車税環境性能割の <u>納付義務の免除</u> <u>還付</u> については、地方税法第165条 <u>第1項</u> の規定により <u>納還</u> <u>第2項</u> 付義務を免除する。 付する。			
登録番号		(略)	
(略)			
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第79号の9と複写式に印刷する。			

第127号の5（第22条関係）

自動車取得税 <u>還付</u> <u>納付義務免除</u> 決議書			
(略)			
年 月 日付けで申請の自動車取得税の <u>還付</u> <u>納付義務の免除</u> については、地方税法第126条第1項の規定により <u>還付す</u> <u>納付義務を免除する。</u>			
登録番号又は 車両番号		(略)	
(略)			
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第62号の5と複写式に印刷する。			

第127号の6（第22条関係）

自動車税環境性能割の納付義務を免除
を 還 付 しない旨の決議書

(略)

年 月 日付けで申請の自動車税環境性能割の納付義務の免除については、地方税法第165条第1項第2項の規定に該当しないので、納付義務を免除しない。
還付しない。

登録番号

(略)

(略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第79号の10と複写式に印刷する。

第127号の6（第22条関係）

自動車取得税を 還 付 しない旨の決議書
の納付義務を免除

(略)

年 月 日付けで申請の自動車取得税の還納付義務の免除については、地方税法第126条第1項の規定に該当しないので、還付しない。
納付義務を免除しない。

登録番号又は
車両番号

(略)

(略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第62号の6と複写式に印刷する。

別記様式第三百二十九号を次のように改める。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">県 税</div> 領 収 証 書 原 符				
法 人 県 民 税 法 人 事 業 税 特 別 法 人 事 業 税 地 方 法 人 特 別 税	納期限 . .			
所在地及び法人名				
様				
賦課年度	税目	県税	処理別	管理番号
	02			
事業年度	から	まで	中予確修更決その()	間定定正正定他

法人県民税	法人税割額	01	百十億千	百十万千百十円
	均等割額	02		
	延滞金	03		
	計	04		
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	05		
	付加価値割額	06		
	資本割額	07		
	収入割額	08		
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額	09		
	計(05~09)	10		
	延滞金	11		
	過少申告加算金	12		
	不申告加算金	13		
	重加算金	14		
計(10~14)	15			
合計額	16			
年 月 日				
広島県 県税事務所 分任出納員氏名				
(印)				
査 閲				

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">県 税</div> 領 収 証 書					
法 人 県 民 税 法 人 事 業 税 特 別 法 人 事 業 税 地 方 法 人 特 別 税	納期限 . .				
所在地及び法人名					
様					
賦課年度	税目	県税	処理別	回数	管理番号
	02				
事業年度	から	まで	中予確修更決その()	間定定正正定他	
	
法人県民税	法人税割額	01	百十億千	百十万千百十円	
	均等割額	02			
	延滞金	03			
	計	04			
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	05			
	付加価値割額	06			
	資本割額	07			
	収入割額	08			
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額	09			
	計(05~09)	10			
	延滞金	11			
	過少申告加算金	12			
	不申告加算金	13			
	重加算金	14			
計(10~14)	15				
合計額	16				
上記の金額を領収しました。					
年 月 日					
広島県 県税事務所 分任出納員氏名					
(印)					
※金額を訂正したものは無効です。					

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">県 税</div> 領 収 済 通 知 書				
法 人 県 民 税 法 人 事 業 税 特 別 法 人 事 業 税 地 方 法 人 特 別 税	納期限 . .			
所在地及び法人名				
様				
賦課年度	税目	県税	処理別	管理番号
	02			
事業年度	から	まで	中予確修更決その()	間定定正正定他

法人県民税	法人税割額	01	百十億千	百十万千百十円
	均等割額	02		
	延滞金	03		
	計	04		
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	05		
	付加価値割額	06		
	資本割額	07		
	収入割額	08		
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額	09		
	計(05~09)	10		
	延滞金	11		
	過少申告加算金	12		
	不申告加算金	13		
	重加算金	14		
計(10~14)	15			
合計額	16			
上記の金額は領収済みにつき通知します。				
領 収 年 月 日				
年 月 日				
広島県 県税事務所 分任出納員氏名				
(印)				

備考 用紙の大きさは、各片とも縦18.2センチメートル、横10.2センチメートルとし、3片を複写式に印刷する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p data-bbox="235 300 584 331">第157号の3の2（第29条関係）</p> <p data-bbox="257 333 389 362">付表1の2</p> <table border="1" data-bbox="266 363 1104 430"><tr><td data-bbox="421 363 987 427">科目仕訳書（<u>特別法人事業税</u>用） （略）</td></tr></table>	科目仕訳書（ <u>特別法人事業税</u> 用） （略）	<p data-bbox="1131 300 1480 331">第157号の3の2（第29条関係）</p> <p data-bbox="1153 333 1285 362">付表1の2</p> <table border="1" data-bbox="1162 363 2000 430"><tr><td data-bbox="1346 363 1845 427">科目仕訳書（<u>地方法人特別税</u>用） （略）</td></tr></table>	科目仕訳書（ <u>地方法人特別税</u> 用） （略）
科目仕訳書（ <u>特別法人事業税</u> 用） （略）			
科目仕訳書（ <u>地方法人特別税</u> 用） （略）			

(証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部改正)

第五条 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則(昭和四十七年広島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「平成 年渡」を「 平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五号から別記様式第七号までの様式及び別記様式第十三号から別記様式第十七号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第六条 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。)第百十四条の五第五項及び第百十九条第四項の規定に基づき、自動車税の環境性能割の納付(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第二十九条の十二の規定により、当分の間、自動車税の環境性能割の納付の例によるものとされる軽自動車税の環境性能割の納付を含む。)及び自動車税の種別割の払込みに係る証紙代金収納計器の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(収納印及び納税済印の様式)</p> <p>第三条 条例第百十四条の五第三項前段及び第百十九条第三項前段に規定する収納印の様式は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>2 条例第百十四条の五第三項後段及び第百十九条第三項後段に規定する納税済印の様式は、別記様式第二号によるものとする。</p> <p>(納税済証の交付)</p> <p>第四条 知事は、納税者が条例第百十四条の五第三項前段又は第百十九条第三項前段の規定により申告書又は修正申告書に収納印の表示を受けて税金を払い込み、又は納付した場合において、当該納税者から納税済証の交付の請求があつたときは、別記様式第三号又は別記様式第三号の二による納税済証を交付するものとする。</p> <p>2 知事は、条例第百十四条の五第三項後段又は第百十九条第三項後段の規定により申告書又は修正申告書に納税済印を押印したときは、別記様式第四号による納税済証を納税者に交付するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。)第百条第四項及び第百十九条第四項の規定に基づき、自動車取得税の納付及び自動車税の払込みに係る証紙代金収納計器の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(収納印及び納税済印の様式)</p> <p>第三条 条例第百条第二項前段及び第百十九条第三項前段に規定する収納印の様式は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>2 条例第百条第二項後段及び第百十九条第三項後段に規定する納税済印の様式は、別記様式第二号によるものとする。</p> <p>(納税済証の交付)</p> <p>第四条 知事は、納税者が条例第百条第二項前段又は第百十九条第三項前段の規定により申告書又は修正申告書に納税済印の表示を受けて税金を払い込み、又は納付した場合において、当該納税者から納税済証の交付の請求があつたときは、別記様式第三号又は別記様式第三号の二による納税済証を交付するものとする。</p> <p>2 知事は、条例第百条第二項後段又は第百十九条第三項後段の規定により申告書又は修正申告書に納税済印を押印したときは、別記様式第四号による納税済証を納税者に交付するものとする。</p>

(収納印表示手数料)
第十四条 (略)

一五億円以下の金額	一、〇〇〇分の八・八
一五億円を超え二〇億円以下の金額	一、〇〇〇分の三・三
二〇億円を超える金額	一、〇〇〇分の二・二

2

(略)

(収納印表示手数料)
第十四条 (略)

一五億円以下の金額	一、〇〇〇分の八・六四
一五億円を超え二〇億円以下の金額	一、〇〇〇分の三・二四
二〇億円を超える金額	一、〇〇〇分の二・一六

2

(略)

別記様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）



備考 印の大きさは、縦2.2センチメートル，横6.3センチメートルとする。

別記様式第三号から第四号までを次のように改める。

様式第3号 (第4条関係)

自動車税環境性能割・種別割納税済証

納 税 義 務 者	住所又は所在地			税額①	
	(フリガナ) 氏名又は名称				
所 有 者	住所又は所在地		環 境 性 能 割	, , 00 円	主たる定置場(旧定置場所在地の市町)
	(フリガナ) 氏名又は名称				所 有 形 態
使 用 者	住所又は所在地		種 別 割	税額②	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車
	(フリガナ) 氏名又は名称				5. 譲渡担保 6. その他()
			納 付 額	, , 00 円	納 税 済 印
			① + ②	, , 00 円	登 録 番 号

(注)
この納税済証は自動車税の領収書に代わるものですから大切に保存してください。

◎ 登録番号の A は広, B は広島, C は福山を表します。

上記金額に相当する額の収納印の表示された申告書を受け取りました。

広島県知事

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号の2 (第4条関係)

軽自動車税環境性能割納税済証

納 税 義 務 者	住所 又は 所在地				車 台 番 号	
	(フリガナ)				主たる定置場(旧定置場所在地の市町) ()	
所 有 者	住 所 又は 所在地	環 境 性 能 割	, , 00 円	所 有 形 態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車	
	(フリガナ)				5. 譲渡担保 6. その他()	
使 用 者	住 所 又は 所在地			納 税 済 印		
	(フリガナ)					
	氏 名 又は 名 称				車 両 番 号	
	氏 名 又は 名 称					

(注)
この納税済証は軽自動車税環境性能割の領収書に代わるもの
ですので大切に保存してください。

◎ 車両番号のAは広, Bは広島, Cは福山を表します。

上記金額に相当する額の収納印
の表示された申告書を受け取りま
した。

広 島 県 知 事

備考 用紙の大きさは, 日本産業規格A列4とする。

様式第4号（第4条関係）

納 税 済 証

年 度	税 目	登 録 番 号 又 車 両 番 号			
年度					
車 名・型 式	最大積載量	キログラム	排気量	リットル	
乗 車 定 員	人	用 途			
納 税 者	住 所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)				
納 付 額	自 動 車 税		軽自動車税	延 滞 金	計
	環境性能割	種 別 割	環境性能割		
	円	円	円	円	円
年 月 日				納 税 済 印	
				<p style="text-align: center;">広島県知事</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第十号を次のように改める。

様式第 10 号（第 8 条関係）

広島県証紙代金収納計器取扱所
（取扱人の名称）

備考 表札の大きさは、縦 45 センチメートル，横 15 センチメートルとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び次条から附則第八条までの規定は、令和元年十月一日（以下「元年施行日」という。）から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第二条 元年施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の広島県税規則、第四条の規定による改正後の広島県税事務取扱規則、第六条の規定による改正後の証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則、附則第六条の規定による改正後の広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）、附則第七条の規定による改正後の広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）及び附則第八条の規定による改正後の広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）（以下「改正後の広島県税規則等」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、元年施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 改正後の広島県税規則等の規定中自動車税の種別割に関する部分は、元年施行日以後の自動車税の種別割について適用し、元年施行日前の自動車税については、なお従前の例による。

(地方法人特別税に関する経過措置)

第四条 元年施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税の適用については、なお従前の例による。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

第五条 第一条及び第二条の規定による改正前の広島県税規則、第三条及び第四条の規定による改正前の広島県税事務取扱規則並びに第五条及び第六条の規定による改正前の証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、第一条及び第二条の規定による改正後の広島県税規則、第三条及び第四条の規定による改正後の広島県税事務取扱規則並びに第五条及び第六条の規定による改正後の証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

(広島県行政組織規則の一部改正)

第六条 広島県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総務局各課の分掌事務) 第八条 (略) 総務課―財産管理課 (略) 税務課</p> <p>一 (略)</p> <p>二 県税並びに法令の規定により県が賦課徴収することとされる国税及び市町税(以下「県税等」という。)並びにこれらに係る税外収入の賦課徴収に関すること。</p> <p>三 県への譲与税に関すること。</p> <p>四―十一 (略)</p> <p>十二 自動車取得税及び自動車税の環境性能割の市町交付金に関すること。</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 県税等の賦課徴収に係る行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に基づき不服申立てに関すること。</p> <p>十五―二十三 (略)</p> <p>経営企画チーム―研究開発課 (略)</p> <p>(所掌事務) 第三十条 (略)</p> <p>一 県税等及びこれらに係る税外収入の賦課徴収に関すること。</p> <p>二―四 (略)</p> <p>(各課の分掌事務) 第三十二条 (略)</p> <p>広島県西部県税事務所 税務管理課 (略)</p> <p>滞納整理第一課及び滞納整理第二課</p> <p>一 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に関すること。</p> <p>二 県税等の欠損処分及びこれらに係る延滞金の減免に関すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>法人課税課</p> <p>一 法人の県民税、法人の事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること。</p> <p>二 法人の県民税、法人の事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること。</p> <p>三 法人の県民税、法人の事業税、特別</p>	<p>(総務局各課の分掌事務) 第八条 (略) 総務課―財産管理課 (略) 税務課</p> <p>一 (略)</p> <p>二 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課徴収に関すること。</p> <p>三 地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること。</p> <p>四―十一 (略)</p> <p>十二 自動車取得税の市町交付金に関すること。</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 県税及び地方法人特別税の賦課徴収に係る行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に基づき不服申立てに関すること。</p> <p>十五―二十三 (略)</p> <p>経営企画チーム―研究開発課 (略)</p> <p>(所掌事務) 第三十条 (略)</p> <p>一 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課徴収に関すること。</p> <p>二―四 (略)</p> <p>(各課の分掌事務) 第三十二条 (略)</p> <p>広島県西部県税事務所 税務管理課 (略)</p> <p>滞納整理第一課及び滞納整理第二課</p> <p>一 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること。</p> <p>二 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>法人課税課</p> <p>一 法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること。</p> <p>二 法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること。</p> <p>三 法人の県民税、法人の事業税及び地</p>

法人事業税及び地方法人特別税に係る
犯則取締りに関すること。

個人課税課・不動産税課 (略)

自動車税課

一 自動車税の種別割及び同税に係る税
外収入の賦課に関すること。

二 自動車税の種別割の課税標準の調査
に関すること。

三 自動車税の種別割に係る犯則取締り
に関すること。

四 証紙徴収に係る自動車税及び軽自動
車税(環境性能割に限る。)(以下「
自動車税等」という。)の申告書(国
土交通省組織令(平成十二年政令第二
百五十五号)別表に掲げる広島運輸支
局所管の自動車に係るものに限る。)
の受付に関すること。

五 合衆国軍隊の構成員等の所有する自
動車に対する自動車税の種別割の徴収
の特例に関する条例(昭和二十七年広
島県条例第三十八号)第四条の自動車
税の種別割の徴収に関すること。

広島県東部県税事務所

税務管理課

滞納整理課

(略)

一 県税等及びこれらに係る税外収入の
徴収に関すること。

二 県税等の欠損処分及びこれらに係る
延滞金の減免に関すること。

三 (略)

課税第一課

一 県民税、事業税、特別法人事業税、
地方法人特別税及び狩猟税並びにこれ
らに係る税外収入の賦課に関すること。

二 県民税、事業税、特別法人事業税、
地方法人特別税及び狩猟税の課税標準
の調査に関すること。

三 県民税、事業税、特別法人事業税、
地方法人特別税及び狩猟税に係る犯則
取締りに関すること。

四 (略)

課税第二課

一 不動産取得税、自動車税の種別割及
び固定資産税並びにこれらの県税に係
る税外収入の賦課に関すること。

二 不動産取得税、自動車税の種別割及
び固定資産税の課税標準の調査に関す
ること。

三 不動産取得税、自動車税の種別割及
び固定資産税に係る犯則取締りに関す
ること。

四 証紙徴収に係る自動車税等の申告書
(地方運輸局組織規則(平成十四年国
土交通省令第七十三号)別表第三に掲

方法人特別税に係る犯則取締りに関す
ること。

個人課税課・不動産税課 (略)

自動車税課

一 自動車税及び同税に係る税外収入の
賦課に関すること。

二 自動車税の課税標準の調査に関する
こと。

三 自動車税に係る犯則取締りに関する
こと。

四 証紙徴収に係る自動車取得税及び自
動車税の申告書(国土交通省組織令(平
成十二年政令第二百五十五号)別表
に掲げる広島運輸支局所管の自動車に
係るものに限る。)の受付に関するこ
と。

五 合衆国軍隊の構成員等の所有する自
動車に対する自動車税の徴収の特例に
関する条例(昭和二十七年広島県条例
第三十八号)第四条の自動車税の徴収
に関すること。

広島県東部県税事務所

税務管理課

滞納整理課

(略)

一 県税及び地方法人特別税並びにこれ
らに係る税外収入の徴収に関すること。

二 県税及び地方法人特別税の欠損処分
並びにこれらに係る延滞金の減免に関
すること。

三 (略)

課税第一課

一 県民税、事業税、地方法人特別税及
び狩猟税並びにこれらに係る税外収入
の賦課に関すること。

二 県民税、事業税、地方法人特別税及
び狩猟税の課税標準の調査に関するこ
と。

三 県民税、事業税、地方法人特別税及
び狩猟税に係る犯則取締りに関するこ
と。

四 (略)

課税第二課

一 不動産取得税、自動車税及び固定資
産税並びにこれらの県税に係る税外収
入の賦課に関すること。

二 不動産取得税、自動車税及び固定資
産税の課税標準の調査に関すること。

三 不動産取得税、自動車税及び固定資
産税に係る犯則取締りに関すること。

四 証紙徴収に係る自動車取得税及び自
動車税の申告書(地方運輸局組織規則
(平成十四年国土交通省令第七十三号

<p> げる福山自動車検査登録事務所所管の自動車に係るものに限る。)の受付に關すること。 五 (略) 広島県北部県税事務所 収納管理課 一―八 (略) 九 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に關すること。 十 県税等の欠損処分及びこれらに係る延滞金の減免に關すること。 十一・十二 (略) 課税課 一 県税等及びこれらに係る税外収入の賦課に關すること。 二 県税等の課税標準の調査に關すること。 三 県税等の犯則取締りに關すること。 四・五 (略) (分室の分掌事務) 第三十五条 (略) 一―三 (略) 四 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に關すること。 五 県税等の延滞金の減免に關すること。 六 (略) 七 自動車税等の減免に關すること。 八 (略) 2 (略) (分室の各課の分掌事務) 第三十七条 (略) 広島県西部県税事務所東広島分室 納税課 一―四 (略) 五 県税等及びこれらに係る税外収入の徴収に關すること。 六 県税等の延滞金の減免に關すること。 七 (略) 八 自動車税等の減免に關すること。 九 (略) 不動産評価課・軽油調査課 (略) </p>	<p> (別表第三に掲げる福山自動車検査登録事務所所管の自動車に係るものに限る。)の受付に關すること。 五 (略) 広島県北部県税事務所 収納管理課 一―八 (略) 九 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に關すること。 十 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に關すること。 十一・十二 (略) 課税課 一 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に關すること。 二 県税及び地方法人特別税の課税標準の調査に關すること。 三 県税及び地方法人特別税の犯則取締りに關すること。 四・五 (略) (分室の分掌事務) 第三十五条 (略) 一―三 (略) 四 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に關すること。 五 県税及び地方法人特別税の延滞金の減免に關すること。 六 (略) 七 自動車税及び自動車取得税の減免に關すること。 八 (略) 2 (略) (分室の各課の分掌事務) 第三十七条 (略) 広島県西部県税事務所東広島分室 納税課 一―四 (略) 五 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に關すること。 六 県税及び地方法人特別税の延滞金の減免に關すること。 七 (略) 八 自動車税及び自動車取得税の減免に關すること。 九 (略) 不動産評価課・軽油調査課 (略) </p>
--	--

(広島県会計規則の一部改正)

第七条 広島県会計規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収納代理金融機関における収納事務の範囲)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一四 (略)</p> <p>五 特別法人事業税及び市町税に係る徴収金の欠損処分</p> <p>六十六 (略)</p> <p>(現金の整理区分)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一九 (略)</p> <p>十 特別法人事業税及び市町税に係る徴収金の欠損処分</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 軽自動車税の環境性能割</p> <p>十三 (略)</p>	<p>(収納代理金融機関における収納事務の範囲)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一四 (略)</p> <p>五 地方法人特別税</p> <p>六十六 (略)</p> <p>(現金の整理区分)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一九 (略)</p> <p>十 地方法人特別税</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p>

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第八条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県税事務所長への委任)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一 県税並びに法令の規定により県が賦課徴収することとされる国税及び市町税に係る徴収金の欠損処分</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(県税事務所長への委任)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一 県税及び市町税に係る徴収金の欠損処分</p> <p>二・三 (略)</p>